

# 第一〇章 法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討

## 第一節 罰金刑の目的

本章で取り上げる法定刑への罰金刑付加の問題及び罰金刑の徴収・執行の問題に通底するのは、罰金刑の目的をどのように考えるべきかということである。なぜなら、第七章で論じたように、国庫収入の増加を図る目的、改善・更生・社会復帰の目的、抑止・威嚇の目的、応報・報復の目的、危険性の除去の目的などのように、罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考えれば、法定刑への罰金刑付加によって罰金刑の不払がもたらされることが罰金刑の存在価値を揺るがす問題として理解されやすいためである。一方で、行為者にも被害者にも一般国民にも明瞭な金額の形で、行為責任の量を表示・表現することを目的とする表示・表現目的のように、罰金刑の目的をその賦科・言渡しの段階に重点を置いて考えれば、法定刑への罰金刑付加による罰金刑の不払は、罰金刑の目的を害するものとは理解され難いように思われるためである。

第七章で論じたように、罰金刑の目的として、国庫収入の増加を図る目的、改善・更生・社会復帰の目的、抑止・威嚇の目的、応報・報復の目的、危険性の除去の目的は、いずれも罰金刑の目的としてあるいは第一の目的として不適切である。罰金刑の法益剥奪の評価単位である金銭の特質を踏まえて、罰金刑は、行為者にも被害者にも一般

国民にも明瞭な金額の形で、行為責任の量を表示・表現すること（表示・表現目的）を第一の目的とするべきである。このようにして、行為責任の量を表示・表現することにより、副次的な効果として、行為者にとっては、自己の惹起した結果の重大性を認識することが容易となり、改善・更生・社会復帰の契機とすることができる。また、被害者や一般国民にとっては、被害や犯罪の重大性が公的にわかりやすく認定されることで、刑事司法運営に納得し、刑事司法機関への信頼が醸成されうることとなる。以上のように、罰金刑の徴収・執行段階ではなく、賦科・言渡し段階に着目すべきである。このように考えれば、行為者の経済状態によって全部又は一部の徴収・執行がでない場合にも、罰金刑がその役割を果たすことができる。

もちろん、表示・表現さえすればよいというわけではなく、可能な限り徴収・執行段階で応報・報復の目的の実現が図られなければならない。もつとも、実体的デュー・プロセス（substantive due process）の観点から、行為者に加えられる法益剥奪の程度に着目し、行為者の経済状態を斟酌して実際の支払額を決定する必要がある。徴収・執行段階においては、応報・報復の目的を貫徹することが許されず、行為者の経済状態から制約を受けることになる。

従って、罰金刑の目的は、賦科・言渡し段階において行為者の行為責任の量を表示・表現することと、徴収・執行段階において行為者の事情を考慮して可能な範囲で応報・報復を達成することにあると考えるべきである。このうち、賦科・言渡し段階の表示・表現目的が罰金刑の目的として重視されなければならない。

以下では、このような立場から、法定刑への罰金刑付加の問題及び罰金刑の徴収・執行の問題を順に検討するこ  
ととしたい。

## 第二節 法定刑への罰金刑付加

### 一、検討の視角

ここでは、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成一八年法律第三六号）による窃盗罪（刑法三三五条）の法定刑への罰金刑の付加について、検討することとしたい。

そもそも、行為責任や行為者の事情に合わせて適切な量定を行なうことができるため、できる限り多くの刑種が法定刑に予定されていることは望ましいと考えられる。それゆえ、法定刑に新たな刑種が追加されることは、一般に肯定的に評価されるべきである。もつとも、法定刑に新たな刑種が追加されることよって法定刑の上限が引上げられた場合、立法事実などから許される厳罰化であるのかが問題となる。また、従来、刑罰が科されていなかった事案に刑罰が科されるようになった場合、刑罰網の拡大（*net-widening*）となつて不適切ではないかとの問題が生じる。

法定刑への罰金刑の付加については、刑罰網の拡大となつたとしても、前述のように、賦科・言渡し段階における表示・表現目的を重視するならば、法定刑への罰金刑付加による不払の増加を考慮する必要は乏しく、行為責任を金銭の量でわかりやすく表示・表現できるようになることから、一般に肯定的に評価されよう。

従つて、問題となるのは、刑事政策的に見て窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加することが許容される程度を超えた不当な刑罰網の拡大となるなど窃盗罪に特有の事情があるために、否定されるべきであるのかということである。以下では、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加する理由及び不都合について、検討することとしたい。

## 二、立法経緯と立法趣旨

窃盗罪には、旧刑法以来、各種の改正案も含めて法定刑に罰金刑は規定されておらず、公式の改正案の検討の際にも法定刑に罰金刑を付加するべきか議論されることもなかった<sup>1)</sup>。

平成二年（一九九〇年）から平成五年（一九九三年）にかけて開催された法制審議会刑事法部会や同部会財産刑検討小委員会で財産刑の問題が議論され、その中で初めて財産犯の法定刑に罰金刑を加えることが検討された<sup>2)</sup>。積極説の理由として、①後述の衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議があること、②罰金刑がふさわしくない犯罪類型のみを除外し、原則として罰金刑を法定するべきであること、③刑法制定時と比較すると、一部の財産犯の当罰性の評価が変化していること、④ほとんどの諸外国において、財産犯に罰金刑が法定されていること、⑤特に万引き事犯に対して、具体的事例に応じた適正な科刑を実現できること、⑥傷害罪に罰金刑が付加されていることとの均衡から、身体よりも財産を重要な法益ととらえることは理由がないこと、⑦財産犯は必ずしも困窮犯としての側面を持つものではないこと、⑧背任罪のように財産犯の中にも罰金刑が法定されているものもあることが指摘された。これに対して、消極説が優勢であつて、その理由として、①窃盗罪に罰金刑が法定されていないために弊害が生じているという事例がないこと、②これまで起訴猶予で処理されていた事案が罰金刑で処理されると処罰範囲が拡大するおそれがあること、③被害者の落ち度も考慮されうる傷害罪の事案と財産犯は異なること、④財産犯には困窮犯が多く、罰金刑の賦科により再度の犯行に追いやられかねないこと、⑤諸外国の場合、刑務所の過剰収容対策として罰金刑が多用されるようになったと考えられるが、我が国では過剰収容の問題が生じていないこと、⑥個別具体的な事案における特別の情状の問題と法定刑に罰金刑を付加するべきかの問題は区別するべきであること、⑦財産犯については、被害者に対する救済の側面を優先するべきであることが指摘された。

そして、罰金改正法に関して、衆参両院の法務委員会で附帯決議がなされ、財産刑の一部に選択刑として罰金刑を導入することの検討が政府に求められた<sup>③</sup>。また、刑法等の一部を改正する法律(平成一六年法律第一五六号)に際しても、衆参両院で法務委員会で附帯決議がなされ、同様の検討について政府として格段の配慮をすべきであるとされた<sup>④</sup>。

こうした経緯の下、平成一七年(二〇〇五年)一〇月六日、法務大臣は、罰金刑の新設等のための刑事法の整備についての諮問第七五号を発した<sup>⑤</sup>。これを受け、法制審議会は、第一四七回会議において、刑事法(財産刑関係)部会を設置して審議することを決定した。同部会は三回の会議を行ない、同年二月九日の第三回会議において委員全員の賛成で窃盗罪の法定刑への罰金刑の付加を含む、要綱(骨子)を可決した<sup>⑥</sup>。平成一八年(二〇〇六年)二月八日、法制審議会は、総会において、同諮問の要綱(骨子)を採択し、同日、法務大臣に答申を行なった。その後、同年二月二四日に第一六四回通常国会に法律案が提出されて審議され、同年四月二五日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立した<sup>⑦</sup>。

諮問の理由として、法務省の事務当局は、法制審議会刑事法(財産刑関係)部会において<sup>⑧</sup>、特に万引き事犯の検挙件数の最近約一〇年間に於ける増加傾向が顕著であり、平成五年(一九九三年)、平成六年(一九九四年)と比較して、ほぼ倍増という状況にあることを指摘した。また、窃盗罪が交通業過事件を除く全刑法犯の認知件数の約八〇%を占めていることに照らし、事案に対応した適正な処分や科刑を実現することが我が国の犯罪情勢や市民生活の安全に与える影響は極めて大きいと考えられるとした。その上で、万引き事犯等の中には、安易な気持ちから、偶発的に行なわれ、被害金額が僅少である上、かつ、速やかに被害回復がなされるといった比較的軽微な事案が存在することを述べた。そして、こうした事案については、早い段階で相応の刑罰を科し、一般予防効果及び特別予

防効果により同種事犯の再発を防止し、ひいては常習化や他の犯罪傾向への発展を食い止める必要があるものの、窃盗罪の法定刑が懲役刑だけであったことから、起訴すべきか否かの判断に困難を伴うことも少なくなく、成人の万引き事犯の検挙件数の倍増と相まって、その判断に困難を伴う事案が急増している可能性を示唆した。これらを踏まえ、窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加し、事案に対応した適正な事件処理や科刑を目指したとした。

法務省の事務当局は、同部会での審議において、窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加することによって、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案に罰金刑を適用していかうとするものではない旨を繰り返し説明した。<sup>(10)</sup> また、これと関連して、従来、懲役刑が選択されてきた事案を罰金刑とすることによって刑務所の過剰収容問題の解消を図ろうとする意図でもなく、窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加することによって処罰が軽くなると誤解され、国民の規範意識が鈍磨することのないよう運用したいと述べた。<sup>(12)</sup> もっとも、事務当局も、委員とのやりとりの中で、これまで検察官が懲役刑相当と判断し起訴してきた事案の中にも罰金刑を科される事案が出てくる可能性があることを認めている。<sup>(13)</sup>

また、参議院の法務委員会においても、衆議院の法務委員会においても、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案に罰金刑を適用していかうとするものではない旨が法務省刑事局長や法務大臣から説明されている。加えて、参議院の法務委員会においては、抑止力や犯罪の再発防止及び常習化の防止などの効果が期待される旨が法務副大臣や法務大臣から述べられた。<sup>(16)</sup>

ところで、参議院の法務委員会においても、衆議院の法務委員会においても、罰金刑の不払により労役場留置とされる者が増加する可能性が確認された。そして、刑罰の実効性を担保するために不払の場合に労役場留置とすることもやむを得ないとの答弁がなされた。

最高裁は、本改正について、「懲役刑の刑期には変更が加えられておらず、選択刑として五〇万円以下の罰金刑が追加されたにとどまるところ、その改正の趣旨は、従来、法定刑が懲役刑に限られていた窃盗罪について、罰金刑の選択を可能として、比較的軽微な事案に対しても適正な科刑の実現を図ることにあり、これまで懲役刑が科されてきた事案の処理に広く影響を与えることを意図するものとは解されない」とした。<sup>19)</sup>

### 三、分析

以上のように、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加し、罰金刑の適用を行なうことがどのような事案を想定しているのかについての立法担当者の説明は一貫している。すなわち、従来、懲役刑相当と判断されてきた事案に罰金刑で臨むことにより、寛刑化を図ろうとするものではなく、従来、懲役刑相当とされてこなかった比較的軽微な事案の一部に罰金刑で臨むことにより、その処罰範囲を拡大しようとするものであると言える。<sup>20)</sup>

この点について、最高裁判所も、窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加することによって、これまで懲役刑相当と判断されてきた事案に罰金刑を適用していこうとするものではないとの考え方に基本的に沿う判断を行なっている。もっとも、「広く影響を与えることを意図するものとは解されない」(傍点筆者)と留保をすることで、法制審議会刑事法(財産刑関係)部会において指摘された、これまで検察官が懲役刑相当と判断し起訴してきた事案の中にも、罰金刑を科される事案が出てくる可能性があることを認めていると考えられる。

それゆえ、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加する立法事実や立法動機は、これまで法定刑の変更について指摘されてきたような、現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる立法追随型(量刑支障型)や、量刑基準を変える評価変更型<sup>21)</sup>ではない。刑種の選択肢を増やし、処罰範囲を拡大する類型であるので法定刑の変更によって現実の科刑状

況を変えようとする立法主導型であると言える。<sup>(23)</sup>

もつとも、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加することについて、かつての同部会財産刑検討小委員会では消極的な意見が多かったにもかかわらず、なぜ今回その方針が転換されたのかについては、立法担当者の説明から明らかではない。この間、我が国でも過剰收容が進んだものの、その対策として窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加しようとするわけではないことは明言されている。そうだとすれば、この間、道路交通法の一部を改正する法律（平成一三年法律第五一号）（道交法一一七条一項・二項・一一七条の五第一項・七二条一項前段、一一七条の二第一号・六五条一項、一一七条の二第三号・六六条、一一七条の二第四号・七五条一項三号、一一七条の二第五号・七五条一項四号、一一七条の三・六八条、一一七条の四第二号・六四条、一一七条の四第三号・一二三条・七五条一項一号、一一七条の四第四号を改正<sup>(24)</sup>）や、道路交通法の一部を改正する法律（平成一六年法律第九〇号）（道交法一一八条の二・六七条三項を改正<sup>(25)</sup>）による法定刑の多額の引上げや賦科額の高額化が、世上の一定の支持を得るとともに、一応の抑止効果が確認されたように見えるなど、いわば罰金刑が再評価されたことが一因であると考えるのが妥当であるようにも思われる。<sup>(26)</sup>

しかし、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加し、罰金刑の適用を行なう目的については、立法担当者及び最高裁判所と、法務大臣及び法務副大臣の答弁に距離があるように思われる。すなわち、立法担当者及び最高裁判所が述べる事案に対応した適正な科刑の内実は、行為責任に見合った責任刑を賦科するという応報・報復色の強いものであるのに対し、法務大臣及び法務副大臣が述べる抑止力などの目的は、抑止・威嚇、改善・更生・社会復帰の目的ととらえられるためである。

ただし、いずれの目的も、罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考える点は共通している。その

ため、罰金刑の不払がもたらされることが罰金刑の存在価値を揺るがす問題として理解されている。刑罰の実効性を担保するために不払の場合に労役場留置とすることもやむを得ないとする考え方はこのことを裏付けるものである。

このように、罰金刑の不払を重大な問題ととらえることは、罰金刑を賦科する対象を限定することにつながると考えられる。なぜなら、罰金刑が不払となる可能性が高い被告人には、罰金刑を回避するよう運用されると思われるためである。従って、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くが経済状態の悪い者によると思われることからすれば、これらの事案に対し、不払が予想される罰金刑が賦科されることはほとんどないと予想される。それゆえ、この点では、立法担当者の意図通りの運用がなされることとなろう。もつとも、立法担当者の想定以上に罰金刑を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性がある。事案が軽微であればあるほど、罰金額が小さくなり、経済状態がそれほどよくなるとも、不払となり難くなるため、賦科される対象が拡大する可能性がある。そうなれば、過度の刑罰化であって、刑罰網の不当な拡大と評価されることとなろう。

これに対し、表示・表現目的のように、罰金刑の目的をその賦科・言渡しの段階に重点を置いて考えれば、罰金刑の不払が直ちに罰金刑の目的を害するものとは理解され難い。それゆえ、この立場からは、罰金刑を賦科する対象を限定する必要は乏しい。なぜなら、罰金刑が不払となる可能性が高い被告人であっても、その行為責任が表示・表現されれば、罰金刑を賦科する意味があると考えられるためである。従って、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くに罰金刑が賦科される可能性が拡がることになる。常習的に軽微な窃盗を反復し、刑務所と社会を往復する者に懲役刑を科すことは、過剰収容をもたらす一因となっている。これらの者に罰金刑を賦科し、行為者の行為責任の量を表示・表現し、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成すれば足りると

すること、効果があまり期待できない過剰な収容を回避することができよう。もつとも、この立場からも、罰金を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性がある。不払の問題が意識され難いため、前述の立場よりも、賦科される対象が野放図に拡大する可能性がある。そのため、法定刑に罰金刑の寡額も示し、賦科される対象に歯止めをかける必要がある。

### 第三節 罰金刑の徴収・執行

罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考える場合は当然のこととして、その賦科・言渡し段階に重点を置いて考える場合であったとしても、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成することにあると考えれば、罰金刑の徴収・執行をできる限り図る必要がある。そこで、罰金刑の徴収・執行に関する現行制度と問題点について触れた上で、その解決策について検討することとしたい。

我が国では、罰金刑の支払猶予や分割払についての法律上の規定はなく、一部納付の申出（徴収事務規程一六条前段）や納付延期の申出（同規程一七条）に対して、実務上、量刑後に検察官の許可の下で個別に対処がなされているにすぎない<sup>27</sup>。また、罰金刑の執行は検察官の命令によるとされており、この命令は執行力のある債務名義と同一の効力を有すると定められているが（刑訴法四九〇条一項。民事執行法二二条、二五条）、罰金刑を言渡した裁判の正本又は謄本を執行前に送達することを要しないとされているのみであって（刑訴法四九〇条二項但書。民事執行法二九条参照）、その他は民事執行法などの私法上の規定によるとされている（刑訴法四九〇条一項本文）。それ

ゆえ、検察官が一部納付や納付延期を許可する以外には、強制執行や労役場留置（刑法一八条）の可能性を示唆して支払を促すほかに、支払確保のための手段に乏しい。前述のように、道路交通法の一部を改正する法律による二度の法定刑の多額の引上げや賦科額の高額化も影響してか、近時、徴収不能や未済となる額が急増している。<sup>28</sup>

第六章で紹介したように、ニュージーランドにおいては、一部減額・全額免除、支払猶予・分割払、氏名公表、銀行口座からの控除、資産差押え及び資産売却、給与差押え、社会奉仕作業、拘禁刑といった罰金刑の不払に対する手段が多数用意されている。言わば、徴収方法及び執行方法の個別化が図られている。これまで、我が国では、自由刑や保護観察において、処遇の個別化を図るべきであるとされてきた。これに対し、罰金刑においては、一回的な支払で済んでしまうこともあって、徴収方法及び執行方法の個別化については強く意識されてこなかった。しかし、犯罪者の所得状況、資産状況及び社会的地位がそれぞれ異なることから、量刑の場面だけでなく、徴収及び執行の場面でも、個々の犯罪者を取り巻く状況を考慮し、最も適切な徴収方法及び執行方法をとることを可能にすべきである。それゆえ、ニュージーランドで採用されている方法を参考に、我が国でも、徴収方法及び執行方法の個別化を図るべく、多様な手段を制度として用意すべきである。

さらに、我が国では、罰金刑が不払の場合、犯罪者の事情などを考慮する手続なく、自動的に労役場留置へと移行することとなっている（刑訴法五〇五条・四七二条・四七三条・四八〇条乃至四八二条・四八四条乃至四八九条参照）。このような労役場留置のあり方については、判例上、合憲とされてきたが、<sup>29</sup>適正手続保障（憲法三一条）や法の下の平等（憲法一四条）の観点から問題がある。

第一に、犯罪者の罰金刑の不払に至る事情が一切考慮されず、自動的に労役場留置とされることは、適正手続を十分に保障しているとは言い難いと考えられる。アメリカ合衆国では、罰金刑の不払に対して労役場留置は予定さ

れておらず、拘禁刑が科されることとなつているところ、連邦最高裁判所は、資産があるにもかかわらず故意に不払としている場合（故意の不払）や資産がないにもかかわらず所得を得る努力を行なっていない場合（所得獲得努力怠慢）には法廷侮辱罪を理由に制裁として拘禁刑が許される余地があるものの、努力をしたにもかかわらず不払の場合には適正手続の観点から拘禁刑以外の代替策を検討しなければならないと判示していることが参考となる<sup>30)</sup>。

第二に、労役場留置の期間が当該犯罪類型により自由刑とされる期間の上限を超えることも何ら規制されておらず、法の下に平等に反しかねない。先の判決以前に、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所は、当該犯罪類型によって科しうる拘禁刑の上限を超える期間にわたつて不払の制裁として拘禁刑を科すことは、連邦憲法修正一四条の平等原則に反し、許されないと判示していることが、<sup>31)</sup>ここでもまた、参考になろう。

そもそも、労役場留置の利用は、犯罪者の生活を維持したり、執行に要する費用を抑えたりするなどの罰金刑の長所を没却するものである。従つて、我が国においても、不払時の対応として、多くの手段を用意し、まずは、それらの手段の検討及び利用を行なうよう改めるべきである。労役場留置又はそれに代わる自由刑の利用は、例えばスウェーデンなどに倣つて、<sup>32)</sup>資産があるにもかかわらず、資産を隠匿するなどして支払を免脱しようとする悪質な者などに限定するべきである。

#### 第四節 おわりに

以上のように、窃盗罪の法定刑に罰金刑が付加されることにより、罰金刑の適用範囲がどのように推移するかは、

罰金刑の目的をどのように考え、いかなる量定方法を採用するかにかかっている。これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くに罰金刑を賦科しようとすることを目指すのであれば、第七章で検討したように、罰金刑の目的を表示・表現目的にとらえ、第八章で提案したように、それに見合った量定方法を採用する必要がある。

また、第六章で紹介したニュージーランドにおける罰金刑の徴収・執行の方法を参考に、徴収方法及び執行方法の個別化を図るとともに、罰金刑の不払時の制裁のあり方を改めることで、罰金刑の特徴を活かし、その有効性を向上させ、その適用領域を拡大することができる。

- (1) 旧刑法三六六條は、「人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス」としていた。以後、明治三三年改正刑法草案三五二條が、「暴行、脅迫ヲ用ヒシテ盜罪ヲ犯シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ有役禁錮ニ處ス」とし、明治三四年改正案二七三條が、「人ノ動産ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ一〇年以下ノ懲役ニ處ス」とし、明治三五年刑法改正案二七二條が、「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ一〇年以下ノ懲役ニ處ス」とするなど文言に若干の変遷が見られたが、罰金刑を法定刑とすることがないことは共通していた。刑法（平成七年法律第九一号による改正前のもの）は、明治三五年刑法改正案二七二條を踏襲し、「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ一〇年以下ノ懲役ニ處ス」とした。改正刑法草案三三〇條は、これを口語化し、「他人ノ財物を竊取した者は、窃盜の罪とし、一〇年以下の懲役に処する」とするに留まった。但し、同草案三三二條は、「占有者の同意を得ないで、他人の自動車、航空機その他原動機を備えた乗物を一時的に使用した者は、三年以下の懲役、一〇万円以下の罰金又は拘留に処する」としていた。刑法研究会試案（昭和五八年）、現代用語化・日弁連試案（昭和五八年）、日弁連案（平成五年）では、窃盜罪の法定刑に罰金刑が付加されている。

- (2) 法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会『財産刑をめぐる基本問題について』の審議検討経過及び結果について（報告）（平成五年三月一六日）第二二（一）イ。内容については、ジュリ一〇二三号（一九九三）六二頁以下、自

正四五卷一号（一九九四）七四頁以下参照。第二次世界大戰前からの罰金刑をめぐる立法改正作業の経緯については、中山研一「財産刑の適用範囲の拡大について」同号二八頁以下参照。

- (3) 平成三年（一九九一年）三月一二日の衆議院法務委員会では、「政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。一 罰金を選択刑として定められていない財産犯……に罰金刑を導入することを検討すること」とされた。また、平成三年（一九九一年）四月九日の参議院法務委員会では、「罰金を含む財産刑については、法定刑の定め方、刑の量定の方法、執行の合理化等各般にわたり、更に検討を加える必要があるが、政府は特に、次の諸点について格段の努力をすべきである。……三 罰金を選択刑として定められていない財産犯……の犯罪につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること」とされた。

- (4) 平成一六年（二〇〇四年）一月一六日の衆議院法務委員会では、「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。……二 強盗等の罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど、他の財産犯に係る罰則の在り方も含め、さらに検討に努めること」とされた。また、平成一六年（二〇〇四年）一月三〇日の参議院法務委員会では、「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。……三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなど含めて、さらに検討に努めること」とされた。

- (5) 諮問第七五号は、「近年における……窃盗の……罪等の実情等にかんがみ、早急に、これらの罪につき罰金刑を新設するなどその法定刑を改正する……必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。」とし、別紙の要綱（骨子）は、「第一……窃盗の……罪等の法定刑の改正……三 窃盗の罪（刑法二百三十五条）の法定刑を十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金刑とすること」とされていた。

- (6) 答申に至る経緯を概説したものととして、久木元伸「罰金刑の新設のための刑事法の整備についての法制審議会答申」警論五九卷三号（二〇〇六）一四八頁以下。議事録を詳細に検討したものととして、中山研一「罰金刑の新設のための

刑事法の整備について(二)——法制審議会刑事法(財産刑関係)部会の議事録の検討——判時一九四五号(二〇〇六)三頁以下、同「同・(二)」一九四六号(二〇〇六)二頁以下、同「同・(三)」一九四八号(二〇〇七)一五頁以下、同「同・(四)・完」一九四九号(二〇〇七)三頁以下。

- (7) 立法解説として、牛山敦「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成一八年法律第三六号)」自正五七卷九号(二〇〇六)一一三頁以下、久木元伸「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「警論五五卷七号(二〇〇六)九八頁以下、眞田寿彦ほか「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」ジュリ一三一八号(二〇〇六)六七頁以下、眞田寿彦「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「警時六一卷七号(二〇〇六)一三頁以下、同「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「警察公論六一卷八号(二〇〇六)二八頁以下、安永健次「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「ヴァリ二四卷七号(二〇〇六)九頁以下、同「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「刑ジャ五号(二〇〇六)八四頁以下、同「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について「捜研五五卷六号(二〇〇六)二頁以下、同「罰金刑の新設のための刑事法の整備」時法一七七五号(二〇〇六)三一頁以下。

- (8) 法制審議会刑事法(財産刑関係)部会第一回会議議事録。

- (9) 起訴すべきか否かの判断に困難を伴う事例として、①直近一年間に万引きによる起訴猶予を二回受けている女子大生(当時二三歳)がさしたる動機もなく、スーパーマーケットにおいて販売価格合計一五〇〇円相当の食品を万引きした事案、②万引きによる起訴猶予処分歴三回を有する主婦(当時五九歳)が、支払う金を惜しんで、スーパーマーケットにおいて販売価格合計二七〇〇円相当の日用品を万引きした事案で、いずれもすぐに被害品が回復され、家族が身元を保証し、今度こそきちんと監督する旨誓約しているような場合が紹介されている。安永・前掲注(7)ヴァリ一二頁。

- (10) 法制審議会刑事法(財産刑関係)部会第一回会議議事録。

- (11) 法制審議会刑事法(財産刑関係)部会第一回会議議事録。

第一〇章 法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討

- (12) 法制審議会刑事法（財産刑関係）部会第二回会議議事録。この点については、平成一八年（二〇〇六年）四月六日の参議院法務委員会において、委員から同様の懸念が示されたが、そのような趣旨の改正ではない旨が答弁されている。第一六四回国会参議院法務委員会会議録八号「大林宏法務省刑事局長（政府参考人）発言」（荒木清寛委員の質疑に対する回答）。
- (13) 法制審議会刑事法（財産刑関係）部会第一回会議議事録。
- (14) 第一六四回国会参議院法務委員会会議録八号「大林宏法務省刑事局長（政府参考人）、河野太郎法務副大臣、杉浦正健法務大臣発言」（荒井正吾委員、松岡徹委員、荒木清寛委員の質疑に対する回答）。本法案は参議院先議であった。
- (15) 第一六四回国会参議院法務委員会会議録一九号「大林宏法務省刑事局長（政府参考人）、杉浦正健法務大臣発言」（細川律夫委員の質疑に対する回答）。
- (16) 第一六四回国会参議院法務委員会会議録八号「河野太郎法務副大臣、杉浦正健法務大臣発言」（松岡徹委員の質疑に対する回答）。なお、法制審議会刑事法（財産刑関係）部会においても、検察官出身と思われる委員から、遊び感覚や利得・転売目的の万引き犯に対して、相応の罰金を科すことにより、万引きが経済的に割に合わないことを自覚させ、再犯防止を図ることができるとする意見が述べられていた。法制審議会刑事法（財産刑関係）部会第一回会議議事録。
- (17) 第一六四回国会参議院法務委員会会議録八号「大林宏法務省刑事局長（政府参考人）発言」（松岡徹委員の質疑に対する回答）。
- (18) 第一六四回国会衆議院法務委員会会議録一九号「大林宏法務省刑事局長（政府参考人）発言」（細川律夫委員の質疑に対する回答）。
- (19) 最判平一八年一〇月一〇日刑集六〇巻八号六〇三頁。大野勝則ほか「本件判批」ジュリー一三四〇号（二〇〇七）一〇五頁以下参照。
- (20) 大野ほか・前掲注（19）一〇六頁。
- (21) 立法追随型及び立法主導型については、小島透「法定刑の引上げと量刑——罰金額等の引上げ（平成三年）」におけ

る統計データから見た科刑状況の変化とその検討——岡山理科大学紀要B 人文・社会科学三九号(二〇〇三) 六五頁以下、六六—六七頁、同「刑事司法の運用に対する法定刑変更の効果——統計データから見た法定刑変更と量刑等の関係——」法時七八巻四号(二〇〇六) 九八頁以下、九八—九九頁。量刑支障型及び評価変更型については、原田國男「法定刑の変更と量刑」刑ジャーナル(二〇〇五) 五〇頁以下、五〇—五二頁〔裁判員裁判と量刑法〕(成文堂、二〇一〇) 所収、二三頁以下)、同「法定刑の変更と量刑について」刑雑四六巻一号(二〇〇六) 三二頁以下、三二—三四頁(前掲書所収、四七頁以下)、同「選択刑としての罰金刑の新設と量刑への影響」刑ジャ六号(二〇〇七) 一五頁以下、一七—一八頁(前掲書所収、五九頁以下)。

(22) 原田「選択刑」・前掲注(21) 一八—二二頁。立法追随型と量刑支障型、立法主導型と評価変更型はほぼ同じ分類枠組の概念であるとす。しかし、量刑支障型及び評価変更型はいずれも司法段階での量刑判断に局限して着目するものであるのに対し、立法追随型及び立法主導型は起訴段階なども含んだ判断全体を包含するものであるため、ほぼ同じ概念ではなく、評価変更型は立法主導型の一部を指示する概念にすぎないと理解すべきであろう。

(23) 今井猛嘉「罰金刑の改正を巡る理論的課題」刑ジャ六号(二〇〇七) 二頁以下、三、五頁は、「法定刑のオプション整備」であり、重罰化ではないとする。

(24) 改正の詳細については、交通制度研究会編『道路交通法の解説——平成一三年改正——』(大成出版社、二〇〇三) 二八—二九頁。

(25) 改正の詳細については、交通制度研究会編『道路交通法の解説——平成一六年改正——』(大成出版社、二〇〇四) 四〇—四二頁。

(26) 法制審議会刑事法(財産刑関係)部会においては、罰金刑に関する国民の感覚が変化しつつあることを交通事故の処罰などの例を挙げて指摘し、罰金刑を再評価する動きであるとする意見が出されていた。法制審議会刑事法(財産刑関係)部会第一回会議事録。もつとも、窃盗をやめられないクレプトマニア(Kleptomania)である者に対して、罰金刑が妥当かについては、より注意深く議論すべきである。クレプトマニアについては、竹村道夫監修・河村重実

著『彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか?——窃盜癖という病——』(飛鳥新社、二〇一三) 参照。

- (27) 「徴収金について納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があったときは、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、一部納付願を徴して検察官の許可を受ける」(徴収事務規程一六条前段)、「前条前段の規定は、徴収金について納付義務者から納付延期の申出があった場合に準用する」(同規程一七条一項本文)。
- (28) 川本哲郎「罰金刑の執行について」犯罪一四三号(二〇〇五)一一三頁以下、一一四—一一七頁、同「罰金刑の運用をめぐる課題」刑ジャ六号(二〇〇七)九頁以下、一〇—一一頁。
- (29) 最判昭二五年六月七日刑集四卷六号九五六頁。
- (30) *Bearden v. Georgia*, 461 U. S. 660, 668, 672-674 (1983). 本件の紹介として、英米刑事法研究会「貧困による罰金の不払いを理由とするプロバイシヨンの取消しと修正一四条」判タ五三九号(一九八五)一四四頁以下「酒井安行」。第二章参照。条文上も、被告人が貧困であるために、支払能力を欠くという理由だけでの拘禁刑が賦科されることは禁止されている。18 U. S. C. A. §83613A (a), 3614 (c) (2000).
- (31) *Williams v. Illinois*, 399 U. S. 235, 240-244 (1970). さらに、連邦最高裁は、この理が、当該犯罪類型に拘禁刑の定めが制定法上ない場合にも妥当し、この場合には、不払があっても拘禁刑を科しえないとしている。Tate v. Short, 401 U. S. 395, 397-401 (1971).
- (32) スウェーデンでは、罰金刑の不払に対する拘禁刑の利用がこのような事案に限定されている。拙稿「ハンス・ヴーレン・フーファル著『スウェーデンにおける罰金刑の不払に対する拘禁刑』」関法五五卷六号(二〇〇六)二〇一頁以下、二〇四、二〇六頁。

## 第一章 罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する前科の封印

### 第一節 問題意識

罰金刑を法定する犯罪類型を限定せず、又は罰金刑を法定する犯罪類型を限定しつつも刑法総則において自由刑に代えて罰金刑を賦科することを認めることによつて、罰金刑の適用領域が拡大した場合、罰金刑に対する国民の印象はどのように変化するのであろうか。また、罰金刑の言渡しを受けた犯罪者に対する様々な扱いがそれによつて変化するのであろうか。

第一章で見たように、我が国における罰金刑の賦科は、道路交通法違反及び保管場所法違反並びに自動車運転過失致死傷罪に対するものが大半を占めている。

これに対して、本書においては、第七章で論じたように、罰金刑の適用領域をおよそ全ての罪種に拡大すべく、罰金刑の目的を表示・表現目的とすることが望ましいと分析した上、第八章において罰金刑の新たな量定方法を提案した。

現在のところ、我が国における罰金刑の適用領域が道路交通関係に集中しているために、我が国では罰金刑が賦科されたことや罰金刑が賦科された者に対して概して寛容であると言つてよいだろう。しかし、我が国においても、

罰金刑の適用領域が拡大されることによって、罰金刑が賦科されたことや罰金刑が賦科された者に対する視線が厳しいものとなって、社会生活において様々な不利益を受けるようになるのであれば、罰金刑の適用領域拡大の足枷となりかねない。

この点において参考となるのは、ニュージーランドの状況である。ニュージーランドにおいては、ほぼ全ての犯罪で罰金刑を賦科することが可能であることもあって、罰金刑に対する国民の感覚や罰金刑の言渡しを受けた犯罪者に対する扱いが我が国とは相当異なる。すなわち、ニュージーランドにおいては、罰金刑の言渡しを受けたことに対する国民の視線は厳しく、罰金刑の言渡しを受けた犯罪者は就職、住居の賃借、分割払の申請、保険の契約など様々な場面で不利益を被っているとされる<sup>(1)</sup>。ニュージーランド司法省の推計によれば、人口四〇〇万人あまりのうち、万引きのような比較的軽微な犯罪を若い頃に行なって罰金刑などの軽微な刑罰や命令を賦科された経験があるものの、現在は遵法的である市民が五〇万人いるとされ、その多くが社会生活の様々な場面で過去に犯した犯罪によりその犯罪の重大性に比してより大きな不利益を負ってきたとされる<sup>(2)</sup>。

このような状況を踏まえれば、我が国でも罰金刑の適用領域が拡大すれば、罰金刑が賦科されたことや罰金刑が賦科された者に対する視線が厳しいものとなって、社会生活において様々な不利益を受けるようになるだけでなく、そのことが罰金刑の適用領域拡大の足枷となる可能性は決して小さくない。

ニュージーランドにおいては、罰金刑などの言渡しを受けた犯罪者が不当な不利益を被らないよう、二〇〇四年五月一日に刑事記録(封印)法案(The Bill of Criminal Records (Clean Slate) Act)が議会へ上程され、第三読会で審議され、同月一六日、二〇〇四年刑事記録(封印)法(Criminal Records (Clean Slate) Act 2004)が成立した<sup>(3)</sup>。

本稿は、かかる法律を紹介した上で、我が国の前科や犯歴事務を巡る状況やこれまでの経緯を踏まえつつ、罰金刑に関する前科の取扱いについて検討することとしたい。

## 第二節 ニュージールランドの二〇〇四年刑事記録（封印）法

### 一、制度の概観

本法は、所定の適格要件を満たしている場合、自然人に対する有罪判決の効力に関わるあらゆる刑事記録を原則として封印する封印枠組（Clean State Scheme）を創設するものである。<sup>④</sup>

封印枠組は、罰金刑をはじめとする非拘禁刑を賦科された者が適格要件を満たせば、当該犯罪を行なったこと及び刑罰を賦科されたことを封印して前科がないと回答することを認め、他の者が当該犯罪や刑罰賦科の事実にアクセスすることを禁止することを基本的な枠組としている。とりわけ、他の者が封印枠組を無視して前科について尋ねることを犯罪とし、禁止している点が特徴的である。

### 二、封印枠組の適格要件

以下の八つの全ての要件を満たす場合に封印枠組において適格（eligible）とされる。

第一に、その者が自然人でなければならない。自然人が死亡している場合、適格性はないとされる。<sup>⑤</sup>これは、封印枠組が過去の有罪認定から犯罪者を解放することで犯罪者の社会復帰を促進することを目的としており、死者に

はそのような利益を得ざしめる必要が乏しいためであると考えられる。

第二に、その者が、犯罪に対する有罪認定の結果として、量刑又は特定命令 (specified order) が最後に科された日以後、更生期間 (rehabilitation period) が満了した場合、又は、後述のように更生期間を満了する前に封印枠組が適用されるよう裁判所に申立ててかかる命令がなされた場合である。<sup>(6)</sup>

ここで、犯罪とされるのは、あらゆる制定法に基づいて処罰される作為又は不作為であつて、正式起訴に基づいて有罪認定されるか、略式起訴に基づいて有罪認定されるかは問わない。<sup>(7)</sup> 有罪認定とは、ニュージーランドの通常裁判所によつてあらゆる犯罪に対してなされた有罪認定を言ひ、一九七一年国軍懲戒法 (Armed Forces Discipline Act 1971)<sup>(8)</sup> に基づくニュージーランドの軍裁判所 (the Court Martial) や懲戒官 (disciplinary officer) によつて犯罪に対してなされた有罪認定は含まれない。<sup>(9)</sup>

また、量刑とは、ニュージーランドの裁判所によつて言渡されたものに限定される。<sup>(10)</sup> また、特定命令とは、ニュージーランドの裁判所によつてなされた指示であつて、有罪認定後の手続打切り (convicted and discharged)<sup>(11)</sup>、量刑のための召喚時の出頭 (appear for sentence if called on)<sup>(12)</sup>、接触禁止 (must not associate with a person or class of persons)<sup>(13)</sup>、運転免許の取得禁止又は剥奪 (disqualified from holding or obtaining a driver licence)<sup>(14)</sup>、車両の没収 (an offender's motor vehicle be confiscated)<sup>(15)</sup>、その他量刑言渡しに代わる命令を言う。<sup>(16)</sup> いずれも、外国の裁判所によつて言渡されたものは含まれない。

そして、更生期間とは、自然人に関して最後に量刑をされた日又は有罪認定されずに特別命令を最後に科された日から七年以上の連続した期間を言う。<sup>(17)</sup>

このように、一定の期間内に再犯をした者は、原則として封印枠組の適格性がないとされている。立法に当たつ

て、司法省はイングランド及びウェールズ、カナダ、オーストラリアのいくつかの州などの類似の法律を調査し、更生期間が三〇年間とされていることを確認していた<sup>(18)</sup>。本法が更生期間を七年としたのは、軽微な犯罪を犯した者と有罪認定されていない者を比較した場合、軽微な犯罪を犯した者が再犯なくして七年経過すれば、その再犯率が有罪認定されていない者の犯罪率と有意の差がないとの研究成果に基づいたのだとされる<sup>(19)</sup>。ここから、再犯を行なっていない者だけを過去の有罪認定から解放する目的が認められる。

第三に、その者が拘禁刑 (custodial sentence) を過去に科されていない場合である<sup>(20)</sup>。

二)で、拘禁刑には、(a)矯正トレーニング (corrective training)、(b)不定期刑 (preventive detention)、(c)在宅拘禁 (home detention) により執行された拘禁刑、(d)ボースタル訓練 (borstal training)、(e)拘禁センター訓練 (detention centre training)、(f)一日の全ての時間の拘禁を求めるあらゆる他の刑事制裁が含まれる<sup>(21)</sup>。これに対して、非拘禁刑 (non-custodial sentence) には、社会奉仕作業 (community work)、監督 (supervision) 及び集中監督 (intensive supervision) などの社会内量刑 (community-based sentence)、通常の在宅拘禁、罰金刑 (fine)、被害弁償 (reparation)、拘禁刑の執行猶予 (suspended sentence of imprisonment)、特別命令などが含まれる<sup>(22)</sup>。このように、拘禁刑を受刑した者は、封印枠組の適格性がないとされている。これは、本法がかつての犯罪行為を終局的に過去に封じ込めることを目的としているところ、拘禁刑が科されるような中程度及び重大な犯罪者に関する刑事記録はその重大さから封印されるべきでないと考えられているためである。一方、軽微事犯は過去の有罪認定などからの解放が目指されている。既に一九八六年以来、警察は有罪認定を受けずに終局した軽微事犯に関して、その刑事記録へのアクセスを認めないなどの取扱いをしており、本法は、そうしたデイヴァージョンにおいて不利益を負わない者たちと同様に、過去に軽微な犯罪で有罪認定を受けた人々に過度な不利益を負わせないように

しようとするものである<sup>(27)</sup>。

当局者は、本法について、犯罪に対してソフトに臨もうとする (soft on crime) ものではないとしている<sup>(28)</sup>。前述のように更生期間が定められている上、軽微事犯からの解放を図ろうとしていることを考えれば、刑罰が不当に大きな不利益をもたらさないことを主に目指していると言える。それゆえ、少なくとも、本法は重大犯罪に対してソフトに臨もうとすることは一線を画している。

第四に、その者に対して、その者の利益の観点から、公共の安全のために又はその者若しくはその者の属する集団の安全のために、触法行為に対し、量刑に代えて、精神病の治療及びケアの実施を内容とする命令が科されていない場合である<sup>(29)</sup>。

このように、触法精神障害者は、封印枠組の適格性がないとされている。

第五に、その者が特定犯罪 (specified offence) により有罪認定されていない場合である<sup>(30)</sup>。

ここで、特定犯罪には、(a) 近親姦 (incest)、性的な用意などをした一六歳以下の若年者との接触 (meeting young person under 16 following sexual grooming, etc)、『チャイルドセックスツアー (child sex tours) の組織化又は促進』、『女性の外性器の切除 (genital mutilation) など』、『二〇〇五年犯罪修正法 (Crimes Amendment Act 2005) 施行後の扶養家族の構成員、一二歳以下の児童、一六歳以下の若年者との性的行為 (sexual conduct)』、『ニュージーランド国外における児童又は若年者との性的行為、重大な障害を有する者に対する性的搾取 (sexual exploitation)』、『二〇〇五年犯罪修正法施行前の養護下又は保護下にある女子少年若しくは一二歳以下の女子少年との性行為 (sexual intercourse)』、『一二歳未満の女子少年とのわいせつ行為』、『一二歳以上一六歳未満の女子少年との性行為又はわいせつ行為、重大な知的障害を有する女性又は女子少年との性行為、女性と女子少年とのわいせつ行為、一六

歳以下の男子少年とのわいせつ行為、肛門性交、ニュージールランド国外における児童との性的行為、(d)一九〇八年犯罪法 (Crimes Act 1908) における一定の性犯罪、(e) (a)乃至(d)の未遂、共謀 (conspiracy)、共犯 (accessory) <sup>(36)</sup>が含まれる。

このように、性犯罪者は、封印枠組の適格性がないと除外されている。

第六に、その者が罰金刑又は被害弁償 (reparation) を裁判所により科されている場合、全額支払済みであるか、全額の支払が免除されたときである。<sup>(37)</sup>

このように、刑事制裁の執行が未了である者は、封印枠組の適格性がないとされている。これは、刑事制裁の執行が未了であるにもかかわらず、前科が封印されれば、これらの刑事制裁の感銘力が失われるなど不適切であるためであろう。

第七に、その者が有罪認定後の手続打ち切りなどの際に、費用 (cost) 又は損害賠償 (compensation) を支払うよう裁判所に命じられている場合、全額支払済みであるか、全額の支払が免除されたときである。<sup>(38)</sup>

このように、手続打ち切りの条件の執行が未了である者は、封印枠組の適格性がないとされている。これは、第六の要件同様、手続打ち切りの条件の執行が未了であるにもかかわらず、前科が封印されれば、不適切であるためであろう。

第八に、その者がアルコールや各種の薬物に関連した犯罪を複数回行なっていることを理由とした運転免許の取得又は保持を排除する命令を受けていないか、かかる命令が継続していない場合である。<sup>(40)</sup>

このように、薬物事犯を累行する者は、封印枠組の適格性がないとされている。

いったん封印枠組において適格とされた後、適格な個人が別の犯罪に関して有罪認定された場合、その者は封印

枠組の適格性を失う。<sup>(41)</sup>この場合、適格性は、当該有罪判決に関してその者が刑事制裁又は特定命令を科された日以後に更生期間が満了したとき、裁判所により適格性を認める命令がなされたときなどに再び認められる。<sup>(42)</sup>

以上のように、一定の期間内に再犯をした者、拘禁刑を受刑した者、触法精神障害者、性犯罪者、刑事制裁の執行が未了である者、手続打切りの条件の執行が未了である者、薬物事犯を累行する者は、封印枠組の適格性がないとされている。再犯者、拘禁刑を受刑した者、触法精神障害者、性犯罪者、薬物事犯を累行する者は、社会に危険をもたらし、その前科を封印することが適切でないと考えられているのであろう。本法は、これらの者の前科を封印することで社会復帰を後押しする利益よりも、前科を封印させるべきでないとの社会的要請を重視していると言える。

### 三、封印枠組の適格申立て手続

封印枠組の適格要件に該当する場合、封印枠組は自動的に適用されるため、申立てなどの特段の手続は不要である。

また、適格要件の一部を満たさない場合であっても、以下の三つのうちのいずれかに該当するときには、その者は封印枠組の適格性を認めるよう申立てをすることができる。

第一に、封印枠組の適格要件について更生期間以外の要件を満たす者が、(a)犯罪に対する有罪認定に対して科された直近の刑事制裁が非拘禁刑であること、(b)有罪認定がなされた犯罪がその後に廃止され、当該犯罪を構成していた法律がもはや犯罪を構成していないこと、(c)非拘禁刑の執行が終了したことの全ての要件を満たす場合、更生期間を満了することなくして封印枠組の適格性を認めるよう地方裁判所に申立てができる。<sup>(43)</sup>申立人がかかる(a)乃至

(c)の事項に関する証拠を提出したとき、書記官は更生期間を満了することなくして封印枠組の適格性を認める旨の命令を出さなければならない。<sup>(44)</sup>

第二に、封印枠組の適格要件について更生期間以外の要件を満たす者が、(a)犯罪に対する有罪認定に対して科された直近の刑事制裁が拘禁刑であること、(b)有罪認定がなされた犯罪がその後廃止され、当該犯罪を構成していた法律がもはや犯罪を構成していないこと、(c)拘禁刑の執行が終了したことの全ての要件を満たす場合、当該拘禁刑の賦科に拘らず、更生期間を満了することなくして封印枠組の適格性を認めるよう地方裁判所に申立てができる。<sup>(45)</sup> 申立人がかかる(a)乃至(c)の事項に関する証拠を提出したとき、地方裁判所は当該拘禁刑の賦科に拘らず、更生期間を満了することなくして封印枠組の適格性を認める命令を出すことができる。<sup>(46)</sup> この判断に当たって、地方裁判所は、過去の有罪認定を了知することが一定の場合に適切であることを認識し、地域社会の安全におけるより広い公共の利益と刑事記録を封印する個人の利益を衡量しなければならない。<sup>(47)</sup> 裁判所は、あらゆる裁判所規則に従い、申立ての処理に役立ちうるあらゆる陳述、書面、情報、事項を証拠として求め又は受領することができる。<sup>(48)</sup> 地方裁判所は、適切であると思料する場合、高等裁判所(High Court)へ申立てを移送することができる。<sup>(49)</sup>

第三に、封印枠組の適格要件について特定犯罪に関わる要件以外の要件を満たす者が、性犯罪の多くを含む特定犯罪に対する有罪認定に対して科された直近の刑事制裁が非拘禁刑である場合、当該有罪認定に拘らず、封印枠組の適格性を認めるよう地方裁判所に申立てができる。<sup>(50)</sup> 地方裁判所は、当該有罪認定に拘らず、封印枠組の適格性を認める命令を出すことができる。利益衡量、証拠の収集、移送については拘禁刑が賦科され、廃止された場合と同様である。<sup>(51)</sup>

一方、前述の適格要件を満たしていなければ、その者がたとえ更生していると認められたとしても、封印枠組は

適用されず、適格申立て手続はなし、えない<sup>(52)</sup>。

このように、量刑後に当該犯罪が廢止された場合、当該量刑が非拘禁刑であるときには封印枠組の適格性を申立てに対して義務的に認めなければならぬのに対して、当該量刑が非拘禁刑であるときには封印枠組の適格性を申立てに対して裁量的に認めれば足りるとされている。これは、拘禁刑のときには、行為の重大性が勘案され、前科を封印することで社会復帰を後押しする利益よりも、前科を封印させるべきでないとの社会的要請が重視されることも少なくないためであると言える。同様に、特定犯罪に対する有罪認定に対して科された直近の刑事制裁が非拘禁刑である場合、特定犯罪に性犯罪が多く含まれることもあって、前科を封印させるべきでないとの社会的要請が重視されることも少なくないためであると考えられる。

後二者の場合で、地方裁判所が適格性を認めなかったときには、その者は地方裁判所の決定に対して高等裁判所に上訴することができる<sup>(53)</sup>。また、高等裁判所に上訴された事件又は地方裁判所が高等裁判所に移送した事件に対して、高等裁判所が適格性を認めなかったときには、高等裁判所の決定に対して上訴裁判所（Court of Appeal）に異議申立てをすることができる<sup>(54)</sup>。いずれの上訴も、関連する裁判所規則に従って、決定後二八日以内又はその期間の満期の前後になされた申立てにより高等裁判所又は上訴裁判所が認容する期間内になされなければならない<sup>(55)</sup>。上訴裁判所は、再度聴聞を行ない、異議申立てがなされた決定を是認し、破棄し、修正することができる<sup>(57)</sup>。いずれの申立てでも、裁判所に棄却された後に再度行なうことができる<sup>(58)</sup>。上訴し、裁判所に棄却された場合であっても同様に再度申立てを行なうことができる。但し、裁判所は、些末かつ濫用的で裁判所の手続を悪用するものであると考える再度の申立てについては、棄却することができる<sup>(59)</sup>。

以上を含めた封印枠組に関するあらゆる手続は、法的扶助などを担う<sup>(61)</sup>二〇〇〇年法的サーヴィス法（Legal Services

Act 2000<sup>(62)</sup> の適用対象の民事手続とされている。<sup>(63)</sup>

#### 四、封印枠組の適用効果

自然人が適格要件を満たしている場合、以下の二つの効果が生ずる。

第一に、原則として、その者の刑事記録について尋ねるあらゆる質問に対して、その者自身が刑事記録が存在しないと回答することができる。<sup>(64)</sup> すなわち、封印枠組が適用される場合、前科を有する者は前科を封印し、前科がないと回答することが原則として許される。

ここで、存在するにもかかわらず、存在しないと回答することができる刑事記録の種類は、①有罪認定されるに至った訴追、②有罪認定、③賦科された量刑、④有罪認定の結果として科された命令である。<sup>(65)</sup> それゆえ、例えば、有罪認定されなかった訴追、ニュージーランド国外でなされた有罪認定、反則金 (infringement fee)<sup>(66)</sup> の賦科は対象とならない。一方、有罪認定であれば、裁判所を問わないため、青少年裁判所 (Youth Court) においてなされた有罪認定も存在しないと回答することができる刑事記録に当たる。

ニュージーランドには、警察証明書 (Police Certificate) や警察許可書 (Police Clearance) がないため、<sup>(67)</sup> ニュージーランド国外での居住などのために犯罪歴の有無や程度を証明する場合、一九九三年プライバシー法 (Privacy Act 1993)<sup>(68)</sup> に基づいて刑事記録の謄本を入手して提示することで証明しなければならない。<sup>(69)</sup> 犯罪歴がないことを証明する場合、刑事記録が存在しないという内容の書類によって証明することになる。

(a) ニュージーランド外において、外国法の管轄の下で、(b) ニュージーランドにおいて、移民の申立てや外国の税関書面における質問など外国法によって扱われる事項に関連して刑事記録についてなされる質問に対して、刑事記

録を有しないと回答する権限も認めている。<sup>(70)</sup>

もちろん、その者が刑事記録を有していることを述べ、記録を開示し、記録の開示に同意することを妨げるものではない。<sup>(71)</sup> また、その者自身がその者自身の刑事記録についての情報を要求し、又は謄写するよう求める権利は害されない。<sup>(72)</sup>

合法的な権限なくして、自己の刑事記録に関する質問に対して回答する際に封印枠組の効果を無視するよう求めた場合、犯罪とし、略式手続で一万一ニュージーランドドル (NZD) (約六〇万円。一NZD六〇円で換算。以下同(ド)) 以下の罰金刑を科される。<sup>(73)</sup>

第二に、原則として、その者の刑事記録へのアクセスを保持し又は行なう政府機関及び法執行機関 (law enforcement agency) により封印を受ける権利を有する。<sup>(74)</sup>

ここで、かかる開示又は封印に関して対象となる刑事記録の種類は、国家により保存されている電子記録を含むあらゆる公的記録のうち、①有罪認定されるに至った訴追、②過去になされた有罪認定のリストのあらゆる項目を含む有罪認定、③過去になされた量刑のリストのあらゆる項目を含む量刑、④有罪認定の結果として科された命令である。<sup>(75)</sup> また、法執行機関には、司法省、警察、労働局 (Department of Labour)、内国歳入局 (Inland Revenue Department)、ニュージーランド税関サービス (New Zealand Customs Service) などが含まれる。<sup>(76)</sup>

刑事記録を保持し、アクセスする司法長官、あらゆる他の政府機関の長官、法執行機関、その被用者又は請負人は、(a)原則として、本人以外から開示をなすよう要求された場合、その者の刑事記録を封印するとともに、(b)例外的に刑事記録へのアクセスが認められた場合、当該目的以外の目的のためにその者の刑事記録を使用させてはならない。<sup>(77)</sup> この履行を確保するために、司法長官及びあらゆる他の政府機関の長官は、政府機関又は法執行機関に当該

長官、被用者、請負人に対して政策の実現や手続の履行を含むあらゆる合理的な手段を実施しなければならない。<sup>(28)</sup>

合法的な権限なくして封印枠組の効果を無視してその者の刑事記録の開示を求め、又はその者の刑事記録の開示について同意するよう求めた場合、犯罪とし、略式手続で一万NZD（約六〇万円）以下の罰金刑を科される。<sup>(29)</sup> また、刑事記録のアクセスについて合法的な権限を有していないことを認識し、又は合法的な権限の有無について過失（Reckless）があつた場合であつて、封印するよう求められる者の刑事記録又は刑事記録に関する情報を自然人、法人又は機関に開示したとき、犯罪とし、略式手続で二万NZD（約一二〇万円）以下の罰金刑を科される。<sup>(30)</sup>

また、以上の申立て及び上訴がなされた場合、記載することができる裁判所が命じない限り、申立人又は上訴人の氏名及びその特定をもたらす事項をあらゆる報告又は報告書において記載してはならない。<sup>(31)</sup> 裁判所は、記載の可否の判断に当たつて、申立人又は上訴人を含むあらゆる個人の利益及び公共の利益を考慮しなければならない。<sup>(32)</sup> 裁判所が記載することができるかと命じていないにもかかわらず、これに違反した場合、犯罪とし、略式裁判で有罪認定された場合、自然人のときには三月以下の拘禁刑若しくは一〇〇〇NZD（約六万円）以下の罰金刑又はその併科とし、法人のときには五〇〇〇NZD（約三〇万円）以下の罰金刑を科される。<sup>(33)</sup>

このように、過去の犯罪や刑罰賦科の事実を日常生活において封印し、刑事記録へのアクセスを認めないことで、軽微事犯の社会復帰を促進しようとしている。

## 五、封印枠組の適用除外

自然人が適格要件を満たしている場合であっても、以下に述べる適用除外に当たるときには効果が生じない。すなわち、第一に、適用除外に当たるときには、その者の刑事記録について尋ねるあらゆる質問に対してその者自身

が刑事記録を有しないと回答することは許されず、刑事記録が存在すると回答しなければならぬ<sup>(84)</sup>。第二に、適用除外に当たるときには、その者の刑事記録へのアクセスを保持し又は行なう政府機関及び法執行機関による封印を受ける権利を有さず、政府機関若しくは法執行機関、それらの被用者又は請負人は、その者の刑事記録又は刑事記録についての情報を開示することができる<sup>(85)</sup>。

もちろん、適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報が例外的に開示された者、法人又は政府機関若しくは法執行機関を含む機関は、その者、法人又は機関に開示された目的以外の目的で適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報を利用してはならない<sup>(86)</sup>。また、刑事記録の保持又はアクセスを行なう政府機関若しくは法執行機関又はそれらの被用者若しくは請負人は、例外的に開示された目的を除き、例外的に開示された目的以外のあらゆる目的で適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報を利用してはならない<sup>(87)</sup>。

適用除外となるのは、以下の場合である。

第一に、(a) 適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報が特定の目的のために必要である場合である<sup>(88)</sup>。具体的には、(i) 法執行機関又はその機能が法執行機関に対応する外国の機関若しくは組織の予防、検挙、捜査、訴追の業務の遂行、(ii) 法執行機関による刑事制裁の執行又は施設に再度収容 (remand) された受刑者の管理、(iii) ニュージーランド保安情報機関 (New Zealand Security Intelligence Service) の保安関係の業務の遂行のいずれかに当たる場合に限定される。

第二に、(b) 適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報が、裁判所又は各種の法廷 (tribunal) におけるあらゆる刑事若しくは民事の手続又はニュージーランド・パロール・ボード (Parole Board) の手続に関

連する場合である<sup>(86)</sup>。これらの手続には量刑手続が含まれる。

第三に、(c)適格要件を満たす自然人が、火器等免許 (Firearms licence) の申立て<sup>(87)</sup>なごの一九八三年武器法 (Arms Act 1983) に基づくあらゆる種類の申立てをした場合であつて、当該個人がその申立ての目的に照らして適切な者かどうかを警察職員が考察するときである<sup>(88)</sup>。これは、銃器を悪用した犯罪を予防するためであると考えられる。

第四に、(d)適格要件を満たす自然人が特定の雇用を求めて応募する場合である<sup>(89)</sup>。具体的には、(i)ニュージールランドの国家保安に関連する地位、(ii)裁判官 (Judge)、治安判事 (Justice of the Peace)、地域治安判事 (Community Magistrate)、(iii)警察職員、刑務所職員、プロベーション・オフィサー、保安関係職員に限定される。これは、法執行機関の廉潔性を守るためであると考えられる。

第五に、(e)適格要件を満たす自然人が児童又は青少年の養護又は保護に関する支配的な役割を担うべく申立てる場合である<sup>(90)</sup>。例えば、養親又は幼児若しくは青少年の養護者となるべく申立てる場合である。これは、すぐ後に述べる児童虐待に関する問題をはじめとして児童の養育に支障となる問題が生じないようにするためであると考えられる。

第六に、(f)適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報が一九八九年児童、青少年及び家族法 (Children, Young Persons, and Their Families Act 1989)<sup>(91)</sup>における児童若しくは青少年の不適切な取扱若しくはネグレクトの調査又はその種の状況の調査から生じる児童又は青少年の収容命令 (custody order)<sup>(92)</sup>などの手続に関連する場合である<sup>(93)</sup>。これには、家族集団会議 (family group conference)<sup>(94)</sup>又は児童若しくは青少年が養護又は保護を必要としているとの家庭裁判所の宣言 (declaration) を求める申立てにおける考慮などが含まれる<sup>(95)</sup>。

第七に、(g)適格要件を満たす自然人の刑事記録又は刑事記録についての情報が政府機関若しくは法執行機関と契

約するあらゆる被用者又は政府機関若しくは法執行機関により承認された研究を実施するあらゆる者に対して犯罪歴の情報へのアクセスを必要とする研究事業と関連して与えられる場合である。<sup>(四)</sup>

以上のように、適格要件を満たす場合であっても、刑事記録がその判断のために重要であるときには、例外的に刑事記録が存在することの回答が強制されるとともに、刑事記録へのアクセスが認められている。

## 六、本法の施行日及び適用範囲

施行日は命令によって総督 (Governor-General) により定められた日と定められ、<sup>(四)</sup> 二〇〇四年刑事記録 (封印) 法施行令 (Criminal Records (Clean State) Act Commencement Order 2004) により、<sup>(四)</sup> 本法成立の約六か月後の二〇〇四年一月二十九日とされた。

即時施行されなかったのは、司法省及び警察がITシステムと業務内容を変更するためであった。<sup>(四)</sup>

本法は、本法施行後に刑事記録に関してなされた質問及び刑事記録についての情報の開示に関してなされた要求に対する回答はもちろん、施行前に刑事記録に関してなされた質問に対する本法施行日以後の回答にも、刑事記録又は刑事記録についての情報の開示に関して本法施行前になされた要求に対する本法施行後の回答にも、適用される。<sup>(四)</sup> そして、その対象は量刑及び特定命令の全てに及ぶ。<sup>(四)</sup>

### 第三節 我が国の前科や犯歴事務を巡る状況

#### 一、前科

それでは、我が国の前科や犯歴事務を巡る状況はどのようになってきているのか。

そもそも、前科とは法律上の用語ではなく、過去に犯罪を行ない、刑罰を執行された事実を有することを表現する一般的な用語である。<sup>(10)</sup>

一般に、前科を有するいわゆる刑余者は、我が国においても、就職、婚姻、交際等の様々な社会生活の場面で不利益を被っており、その家族にまで累が及ぶことも少なくない。<sup>(11)</sup> このような社会生活における事実上の不利益に加えて、刑の執行猶予の要件（刑法二五条参照）など、法律において不利益な取扱いが規定されていることもある。法律において規定されている不利益な取扱いの多くは、刑余者が再び犯罪を行なった場合に生ずるものであるが、再び犯罪を行なっていない場合であっても、社会生活に不利益をもたらしうるものが存在する。それがいわゆる資格制限であって、裁判所法四六条一号のように、法律が前科の存在を理由にその者が特定の資格に就くことを制限するものであり、その規定は多岐に及ぶ。<sup>(12)</sup> この不利益を永続させないために、資格制限を消滅させるべく、後述する刑の消滅（刑法三四条の二）などの規定がある。

#### 二、犯歴事務

前科に関するいわゆる犯歴事務は、検察庁と各市区町村で行なわれている。<sup>(13)</sup> 検察庁では、検察運営及び裁判の適正に資することを目的として、電子計算機又は犯歴票などへの前科の登録が実施されている。各市区町村では、前

述の資格制限に係る身分証明事務及び選挙人名簿調製事務に資することを目的として、前科を有する者の戸籍事務を管掌するに当たって犯罪人名簿への前科の登録が行なわれている。

このうち、有罪の確定裁判が罰金以上の刑に処するものときには、<sup>(10)</sup>地方検察庁の犯歴係の検察事務官が裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長にその裁判内容を原則として通知することとされている（犯歴事務規程<sup>(11)</sup>三条四項、七条四項）。例外的に、少年のときに犯した罪にかかる裁判であって、確定のときにその裁判に係る刑の執行猶予を受け終わったこととなるもの、刑の執行猶予を猶予するもの及び刑の執行猶予を免除するものは通知されない。<sup>(12)</sup>また、道交法違反及び保管場所法違反の犯歴については、罰金以下の刑に処せられた場合、昭和三七年（一九六二年）六月以降、通知しないこととされている。<sup>(13)</sup>

### 三、前科照会

検察庁は、検察運営及び裁判の適正に資することを目的として犯歴を管理しているため、一般人からの照会だけでなく、前科を欠格事由とする資格を管掌する行政官庁が欠格事由の該当を判断する資料として前科を把握するために検察庁に照会する場合であっても、原則として回答していない。<sup>(14)</sup>かかる照会は、資格制限に係る身分証明事務を取扱う市区町村に対してなされなければならない。<sup>(15)</sup>

もつとも、市区町村の犯罪人名簿の記載だけでは、恩赦に該当するか、刑の言渡し効力が失われているかなどが明確でない場合もある。後述のように、刑の消滅（刑法三四条の二）については、罰金以上の刑に処せられたことが刑の消滅の中断事由になるとされているにもかかわらず、前述のように、道交法違反及び保管場所法違反については罰金以下の刑について検察庁から市区町村長に対して通知がなされておらず、刑の消滅の有無が確認できな

いたためである<sup>(10)</sup>。そのため、罰金刑を欠格事由としている場合や叙位叙勲等の調書作成のために道交法違反及び保管場所法違反の犯歴を把握する必要がある場合、市区町村長は、その旨を明記して検察庁に照会を行なった上で、行  
政官庁に回答することとなる<sup>(11)</sup>。

#### 四、犯歴に係る個人情報取扱<sup>(12)</sup>

行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき及び通知した事項を変更しようとするときには、原則として行政機関の長が総務大臣に対して所定の事項を予め通知しなければならない（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律一〇条一項）。しかし、「犯罪の捜査……に関する法律の規定に基づく……公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」、すなわち犯歴に係る個人情報ファイルについては、適用除外とされており、通知の必要はない（同法一〇条二項二号）。

また、行政機関の長は、原則として当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。しかし、犯歴に係る個人情報ファイルについては、適用除外とされており、作成及び公表の必要はない（同法一一条二項一号）。

さらに、何人も、行政機関の長に対し、原則として当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求することができる（同法一二条以下）。しかし、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」については、適用除外とされており、そうした請求は本人であっても認められない。

これらの情報を開示情報とすると、就職や婚姻の際に前科がないことを証明するためにこれらの情報を提示するよう求められる危険性があり、前科がある場合には社会復帰を妨げるおそれがあるためである。<sup>19)</sup>

従って、ニュージーランドとは異なり、我が国では、刑余者本人であっても、前科に関わる情報を開示するよう検察庁及び市区町村役場に請求することはできない。

## 五、刑の消滅など

以上のように、我が国の前科や犯歴事務を巡る状況を見れば、前科に関して照会がなされるのは、再犯時を除けば、資格制限に関わるものがそのほとんどを占めていると言える。そこで、資格制限の消滅のための刑の消滅（刑法三四条の二）などの規定を概観することとしたい。

我が国には、刑の言渡し、刑の免除の言渡し、刑の執行猶予の言渡しが一定の期間を経過すれば、「効力を失う」とする規定が存在する（刑法三四条の二、二七条）。

まず、刑の言渡し及び刑の免除の言渡しについては、「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで一〇年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする」（刑法三四条の二第一項）、「刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う」としている（刑法三四条の二第二項）。

これらの規定の趣旨は、有罪の言渡しを受けた者が、現行法令上、権利又は法律上の資格の制限などの不利益な取扱いの対象とされることが少なくないところ、これらの法律上の不利益取扱いが長期にわたると、有罪の言渡し

に必然的に伴う不利益を超えた不当な権利侵害となるとともに、有罪の言渡しを受けた者が社会生活において事実上被る不利益と相まってその社会復帰を困難にするおそれを生じさせるため、一定の善行期間と引換えにこれを回避するとともに、犯罪者の更生意欲を高めることにある。<sup>(10)</sup> 刑の言渡し又は刑の免除の言渡しの法律上の効果は、実際のところ、各種の資格制限（裁判所法四六条一号など）のみであるため、いわゆる法律上の復権と位置付けられている。<sup>(11)</sup>

本条の効果は、刑の言渡し又は刑の免除の言渡しが法律上なかった場合と同一の状態になることである。<sup>(12)</sup> 本条に遡及的な効果はなく、将来に向かって有罪の言渡しを受けなかった者と同一に取り扱われるのみである。<sup>(13)</sup> それゆえ、有罪の言渡しが消滅しても、過去に有罪の言渡しを受けた事実、ひいては有罪の言渡しを受けるに至った犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではなく、<sup>(14)</sup> 判例も同様に解している。<sup>(15)</sup>

次に、刑の執行猶予の言渡しについては、「刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う」としている（刑法二七条）。

この規定の趣旨は、刑法三四条の二の趣旨と同様であり、同じく前科を消滅させる効果を有する。<sup>(16)</sup>

本条の効果も、刑法三四条の二の趣旨と同様であって、刑の執行猶予の言渡しに法律上なかった場合と同一の状態になることである。本条にも遡及効はなく、将来効しかない。<sup>(17)</sup> それゆえ、ここでもまた、刑の執行猶予の言渡しが消滅しても、過去に刑の執行猶予の言渡しを受けた事実、ひいては刑の執行猶予の言渡しを受けるに至った犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではなく、<sup>(18)</sup> 判例も同様に解している。<sup>(19)</sup>

少年については、資格制限に関して特別を設けており、「少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向つて刑の言渡しを受けな

かつたものとみなす」(少年法六〇条一項)、「少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する」としている(少年法六〇条二項)。

これは、少年時の犯罪については、その可塑性、教育可能性、再犯予防などを考慮して、できる限り早期に資格制限から解放しようとするものである<sup>⑨</sup>。少年院送致が資格制限をもたらしなざないことと比して、刑罰を言い渡された犯行当時少年の犯罪者の不利益が大きくなりすぎないようにするという配慮もあろう。本条の効果は、刑法三四条の二及び二七条とは異なり、有罪の言渡し<sup>⑩</sup>が法律上なかつた場合と同一の状態になることではなく、資格制限からの解放のみである。本条にも遡及効はなく、将来効<sup>⑪</sup>しかない。もちろん、有罪の言渡し<sup>⑫</sup>の効力を法律上早期に失わせるものですらないので、過去に有罪の言渡しを受けた事実、ひいては有罪の言渡しを受けるに至つた犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではない。

このように、我が国の刑法三四条の二及び二七条が刑の言渡し、刑の免除の言渡し、刑の執行猶予の言渡し<sup>⑬</sup>が一定の期間を経過すれば「効力を失う」と規定することにより、また、少年法六〇条が資格制限法令に関して特則を設けることにより、資格制限を行なう法的根拠が消滅し、資格を回復して就業に役立てることが主に想定されている。一方、これらの規定により、刑の言渡し、刑の免除の言渡し、刑の執行猶予の言渡しを受けた事実、ひいてはそれらの言渡しを受けるに至つた犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではないとされており、就労等にあたつてこれらの事実を封印することを許すものとはされていない。

## 六、恩赦

刑の消滅などと同様の法律効果をもたらすものとして、恩赦のうち、大赦（恩赦法二条）、特赦（同法四条）、復権（同法一〇条）がある。

まず、大赦は、原則として、「有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う」とされており（同法三条一号）、特赦は、「有罪の言渡の効力を失わせる」とされている（同法五条）。

これらの法的効果は、刑法三四条の二及び二七条と同じく、有罪の言渡しが法律上なかった場合と同一の状態に  
なることである。いずれも、「有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦……によつて変更されることはない」と  
されているため（恩赦法一一條、遡及的な効果はなく、将来に向かって有罪の言渡しを受けなかった者と同一に取  
り扱われるのみである。<sup>⑬</sup>）それゆえ、ここでもまた、有罪の言渡しの効力が失われても、過去に有罪の言渡しを受け  
た事実、ひいては有罪の言渡しを受けるに至つた犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではない。

また、復権は、「資格を回復する」とされている（同法一〇條）。「有罪の言渡に基く既成の効果は……復権によつ  
て変更されることはない」とされているため（恩赦法一一條）、遡及的な効果はなく、将来に向かって有罪の言渡し  
を受けなかった者と同一に取り扱われるのみである。これは刑の言渡しが法律上あつたとしても将来に向かって  
資格制限から解放するのみであつて、<sup>⑭</sup>ここでもまた、過去に有罪の言渡しを受けた事実、ひいては有罪の言渡しを  
受けるに至つた犯罪行為などの過去の歴史的事実が消滅するわけではない。

## 七、小括

以上のように、日本ではニュージーランドとは異なり、刑余者本人であつても、前科に関わる情報を開示するよ

う検察庁及び市区町村役場に請求することはできないこともあって、我が国の前科や犯歴事務の関心は、刑余者が再び犯罪を行なった場合を除けば、刑余者に対する資格制限にあると言える。

資格制限の弊害を取り除くため、刑の消滅などと各種の恩赦が規定されているものの、いずれも有罪の言渡しを受けた事実、ひいてはそれらの言渡しを受けるに至った犯罪行為などの過去の歴史的事実を消滅させるわけではないとされており、就労等にあたってこれらの事実を封印することを許すものではない。

このように、我が国の前科や犯歴事務の関心は、資格制限という刑余者が被る法律上の不利益にのみ向けられており、刑余者がその前科を知られることによる社会生活における事実上の不利益を解消しようとするものではない。それでは、どのような経緯や議論を経て、前科や犯歴事務を巡る我が国の現在の制度や運用がもたらされるようになったのか。以下、節を改めて紹介するとともに検討することとしたい。

#### 第四節 我が国の前科や犯歴事務を巡る法令の変遷

##### 一、旧刑法における公権の剥奪及び停止並びに復権

明治一三年（一八八〇年）に制定された旧刑法（明治一三年太政官布告第三六号）は、附加刑として、剥奪公権（同法一〇條一号）、停止公権（同法一〇條二号）を定めていた。

これらは、フランス法を模範にその条文を翻訳してほぼそのまま規定したものであって、その淵源はローマ法に求められる<sup>16)</sup>。もっとも、フランス法が剥奪公権を主刑としても規定していたのに対し、旧刑法は剥奪公権を附加刑

としていた。<sup>(16)</sup> 類似の規定は、唐律の除名や新律綱領の追奪位記、除族にも見られた。<sup>(17)</sup>

剥奪される権利は、国民の特権（同法三一一条一号）、官吏となる権利（同法三二条二号）、勲章、年金、位記、貴号、恩給を有する権利（同法三一一条三号）、外国の勲章を佩用する権利（同法三二条四号）、兵籍に入る権利（同法三一一条五号）、裁判所において証人となる権利（事実を陳述する場合を除く）（同法三二条六号）、後見人となる権利（親族の許可を得て子孫のためにする場合を除く）（同法三二条七号）、分散者の管財人となる権利又は会社及び共有財産を管理する権利（同法三一一条八号）、学校長、教師、学監となる権利（同法三一一条九号）であった。剥奪公権においては、これら全ての剥奪が行なわれ、このうちの一部のみを剥奪することは許されなかった。<sup>(18)</sup> このうち前六者は公権であるのに対し、後六者は公権とは言い難いものであったが、「公権」と総称されていた。また、剥奪公権及び停止公権は、名誉を侵害する加辱の刑罰であるとされ、財産に対する侵害は副次的なものにすぎないと考えられていた。<sup>(19)</sup>

重罪（同法一條一号）の刑に処せられた者は、剥奪公権を宣告されなくとも公権を終身剥奪するとされていた（同法三二条）。また、重禁錮又は軽禁錮（同法八条一号、二号）に処せられた者は、剥奪公権を宣告されなくとも現在の官職を失い、その刑期の間、公権を停止するとされていた（同法三三條）。また、軽罪の刑において、監視（一〇条四号、三七条以下）に付せられた者及び主刑を免じて監視に付せられた者は剥奪公権を宣告されなくとも、監視の期限の間、公権の行使を停止するとされていた（同法三四條）。このほか、同様にフランス法に倣って、重罪の刑に処せられた者は、主刑の執行が満了するまで禁治産とされた（同法三五條<sup>(20)</sup>）。

剥奪公権及び停止公権は、期満免除が認められず（同法六〇条一項）、原則として終身刑であるものの、フランス法に倣って、裁判上の復権が認められていた。旧刑法は、「公権ヲ剥奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ

經過スルノ後其情狀ニ因リ将来ノ公權ヲ復スルコトヲ得」(同法六三條一項)、「主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ」(同法六三條二項)とし、その手續については治罪法(明治一三年太政官布告第三七号)四七〇條乃至四七六條が規定していた。復権は、犯罪者に改善を促すために有用であると考えられていた<sup>(15)</sup>。そして、その法的効果は将来に向かつて及ぶものとされており、剥奪されていた公權が復権によって自動的に復するのではなく、公權を今後得る能力を回復するとされていた<sup>(16)</sup>。

明治二二年(一八八九年)に制定された大日本帝国憲法は、「天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス」(同憲法一六條)と定めており、天皇は大權事項として恩赦を行うことができる<sup>(17)</sup>とされた。こうした中、明治二三年(一八九〇年)に制定された明治刑法は、復権に関する治罪法の規定をおおむね引き継いだ。

このように、旧刑法においては、公權の剥奪及び停止並びに法律上の復権が規定されていた。公權の剥奪は、犯罪者に反省悔悟を促し、再犯予防と更生への努力を犯罪者に期待するものであったが<sup>(18)</sup>、いったん公權を剥奪されれば、国民ではないとの感覚が持たれて公權が剥奪された者が疎外されることとなった<sup>(19)</sup>。もともと、資格制限を定める法令が増加するのと相まって、有罪の言渡しに伴う権利利益の制約の対象は公權から職業に関する資格へとその重点が変化していった。

## 二、現行刑法施行後の法令及び議論の状況

明治四〇年(一九〇七年)に制定された現行刑法(明治四〇年法律第四五号)は、旧刑法とは異なり、剥奪公權や停止公權を規定しなかった。また、これと軌を一にする形で、執行猶予に関する刑法二七条を除けば、旧刑法に置かれていた法律上の復権の制度は現行刑法に定められなかった。

そこで、前述の大日本帝国憲法の規定を踏まえ、刑余者のうち改悛した者を社会的に復活させてその能力を社会のために發揮させよう<sup>(17)</sup>と、大正元年（一九一二年）に恩赦令（大正元年勅令第二三号）が作られた<sup>(18)</sup>。

とは言え、旧刑法に規定されていた復権については、現行刑法には定められないままであった。

こうした中、この時期、刑余者が前科によって社会的な信用を得られないために生業に就くことができずに窮乏に陥り、さらには刑余者以外の者と交際することができずに再犯を惹き起してしまうのであって、刑余者が個人の性格等の要因以外に社会的な要因をも伴っている場合に再犯が生じているという状況を問題視する見解が登場した<sup>(19)</sup>。この観点から、刑余者に対する社会における不適切な制約を一日も早く取り除くべきであり、刑余者の信用を得られなくしてしまうような社会的な要因を国家がなくすか減少させるべきことが主張されたのである<sup>(20)</sup>。

こうした主張及び指摘は、刑余者が受けるあらゆる不利益を取り除くべきとするものであって、法律上の不利益に限らず、むしろ社会生活における事実上の不利益の減殺を目指すものであった。

そして、刑余者が被る社会生活における事実上の不利益を減殺するため、実際に改善したと判断される者の前科の抹消を法令により行なうべきとする主張も登場した<sup>(21)</sup>。同時に、実際に改善したと判断される者の資格を制限して職業上の地位を奪うことが問題視され、法令上その救済を図るべきことも主張されたのである<sup>(22)</sup>。

こうした主張を受けて、前科に関する我が国における議論は、前科の抹消と資格制限の消滅の二つの柱を中心に進むこととなったのである<sup>(23)</sup>。

大正一〇年（一九二一年）に設置された臨時法制審議会は、大正一五年（一九二六年）に刑法改正ノ綱領を決議した。その中で、「三 公権ノ喪失及停止ヲ刑トスル規定ヲ設クルコト」、「十二 刑ノ免除ヲ受ケ又ハ刑ノ執行ヲ終リ若ハ刑ノ執行ノ免除ヲ受ケタル者ニ対シ法律上、裁判上判決ノ効力ヲ消滅セシムヘキ規定ヲ設クルコト」とし、

法律上又は裁判上の判決の効力を消滅させることによつて、法律上の不利益の解決を図らうとした。

昭和一五年（一九四〇年）、刑法並監獄法改正調査委員會總會は、改正刑法假案を決議した。同假案は、「刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ効力ヲ失フ」（同假案一一九條一項）、「……刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク二年ヲ經過シタルトキハ……刑ノ免除ノ言渡ハ其ノ効力ヲ失フ」（同假案一一九條二項）とし、同假案が新設した資格喪失について、「資格ヲ喪失シタル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ將來二向テ資格ヲ回復ス」（同假案一二二條）とした。

改正刑法假案一一九條一項、二項の規定の大枠は、それぞれ現行刑法三四條の二第一項前段、第二項と同じであり、同假案が現行刑法三四條の二の源となつてゐることが確認できる。そして、その要件は、同假案の方が現行刑法よりも緩やかである。すなわち、刑の消滅までの期間はそれぞれ同じであるものの、現行の刑法三四條の二第一項前段、第二項は罰金以上の刑に処せられないことを要件としているが、假案は禁錮以上の刑に処せられないことを要件としており、たとえ罰金刑に処せられても有罪の言渡し効力が失われるとしてゐるためである。

また、改正刑法假案は、右の原則に加えて、「刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク五年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ刑ノ言渡其ノ効力ヲ失フ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得……刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク一年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ……刑ノ免除ノ言渡其ノ効力ヲ失フ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得」とし（同假案二〇條）、資格喪失及び資格停止に關して、「資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者善行ヲ保持シ資格喪失ニ付テハ五年、資格停止ニ付テハ其ノ期間ノ三分ノ一ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ將來二向テ資格ヲ回復スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得」としてゐた（同假

案一二二條)。

これらは、裁判所が個別に早期に有罪の言渡し又は資格喪失若しくは資格停止の効力を失わせることを認める、いわゆる裁判上の復権であつて、現行刑法三四条の二には見られない規定である。

さらに、假案は、「刑ノ言渡其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登録ヲ除去スヘシ」としていた(同案一二五條)。

これは、資格制限の消滅を図るだけでなく、前科の登録を抹消するものであつて、前科の照会が今日よりも容易になしえた当時にあつては画期的な提案であつた。

このように、假案にあつては、現行刑法の刑の消滅の原型が作り出されただけでなく、裁判所が個別に早期に有罪の言渡しの際には前科の登録を抹消する法的効果(前科登録の抹消)を導入することが提案されたとともに、有罪の言渡しの際には前科登録の抹消は、刑余者が被る資格制限という法律上の不利益だけでなく、社会生活における事実上の不利益をも解消しようとするものであつて、刑余者が被るあらゆる不利益を取り除くべきとの議論を踏襲していたと考えられる。

### 三、刑法三四条の二の新設及び以降の議論状況

ところが、第二次世界大戦終戦後、昭和二二年(一九四七年)の改正(昭和二二年法律第一二四号)により新設された刑法三四条の二は、前述の通り、刑の消滅までの期間が假案と同じであるものの、假案が禁錮以上の刑に処せられないことを要件としているのに対して、罰金以上の刑に処せられないことを刑の消滅の要件としており、假

案に比べて刑の消滅の要件が厳しいものとされた。また、裁判上の復権を導入する提案についても、前科登録の抹消の提案についても、刑法改正の際には採用されなかった。

改正刑法草案の審議に先立って作られた刑法改正準備草案は、「禁固以上の刑の執行を終り、又はその執行の免除を得た者が、禁固以上の刑に処せられることなく一〇年を経過したときは、刑の言渡は、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終り、又はその執行の免除を得た者が禁固以上の刑に処せられることなく五年を経過したときも、同じである」(同草案一〇八条一項)、「刑の免除の言渡を受けた者が、その言渡の確定した後、禁固以上の刑に処せられることなく二年を経過したときは、刑の免除の言渡は、効力を失う」とした(同草案一〇八条二項)。

このように、禁固以上の刑に処せられないことを刑の消滅の要件とするのは寛大な復権を認めるものであるとの疑問も呈せられたが、過失犯など軽微事犯の罰金によって刑の消滅が認められない事態は妥当でないと考えられ、假案に倣って、罰金刑の言渡しを受けたとしても刑の消滅に影響しないとされた。刑の消滅までの期間は、假案と同じとされていたが、この時期になると、その期間が長すぎるものが強く批判されるようになった。<sup>(10)</sup>

そして、ここでもまた、裁判上の復権を導入するという提案も、前科登録の抹消の提案も採用されなかった。この時期になると、とりわけ前者については、裁判所における手続の過程で刑余者が刑余者であることを明らかにせざるを得ず、かえって社会復帰を困難にすることになってしまふとの反対が有力となっていた。<sup>(11)</sup>

昭和四九年(一九七四年)に法制審議会で決議された改正刑法草案は、刑の執行を終えた者に対して刑の言渡しに伴う資格制限などの効果をできる限り早く消滅させることによって社会復帰を促進させようと、三年以下の懲役若しくは禁固又は罰金の刑の消滅までの期間を短縮した。すなわち、「三年を超える禁固もしくはこれより重い刑の執行を終り、又はその執行を免除された者が、禁固以上の刑に処せられることなく一〇年を経過したときは、刑の

言渡は、効力を失う。三年以下の懲役もしくは禁固の執行を終り、又はその執行を免除された者が、禁固以上の刑に処せられることなく五年を経過したときも同じである」(同草案九六条一項)、「罰金以下の刑の執行を終り、又はその執行の免除された者が、禁固以上の刑に処せられることなく三年を経過したときも、前項と同じである」(同草案九六条二項)、「刑の免除の言渡を受けた者が、その言渡の確定後、禁固以上の刑に処せられることなく二年を経過したときは、刑の免除の言渡は、その効力を失う」とした(同草案九六条三項)。

また、同草案は、従前の議論を踏まえて、裁判上の復権を採用せず、有罪の言渡しに伴って資格制限を任意的に排除することを認めた。「裁判所は、刑の執行猶予を言い渡す場合において、必要と認めるときは、刑に処せられた者に対する人の資格制限に関する法令の適用を排除する旨の言渡しをすることができ」と規定したのである(同草案七〇条)。

以上のように、第二次世界大戦終戦後の議論は、刑余者が被る社会生活における事実上の不利益を意識しつつも、刑余者が被る法律上の不利益をいかに解消するかという点に限定するものがほとんどであった。<sup>(10)</sup>中には、社会生活における事実上の不利益を解消するために、法律上、刑の言渡し効力を失わせ、犯罪人名簿から前科を抹消すれば足りるとする意見も散見できるほどであった。<sup>(11)</sup>

社会生活における事実上の不利益の解消を目指す数少ない見解にあっても、前科が封印されないことを前提に、前科があることを理由に就労が制約されてはならないという主張であった。<sup>(12)</sup>前科を封印して刑余者が社会生活における事実上の不利益を被ることを回避しようとするものではなかった。

#### 四、小括

前述のように、我が国の前科や犯歴事務の関心は、資格制限という刑余者が被る法律上の不利益にのみ向けられており、刑余者がその前科を知られることによって被る社会生活における事実上の不利益を解消しようとするものではない。このような傾向は、とりわけ第二次世界大戦終戦後に顕著である。

もつとも、明治以降、問題関心がこのように限定されていたわけではない。既に見たように、現行刑法施行後、第二次世界大戦終戦前には、刑余者が受けるあらゆる不利益を取り除くべきとし、資格制限という法律上の不利益に限らず、むしろ社会生活における事実上の不利益の減殺を目指そうとする主張がなされた。このような議論を受けて、刑法改正假案において前科登録の抹消が提案されている。

刑余者が被る社会生活における事実上の不利益に鑑みれば、そうした不利益の減殺を目指そうとする方向性は、今日に至ってもその価値を全く減じておらず、その価値は次節で述べる社会状況の変化を踏まえれば、むしろ増していると言つてよい。

それでは、刑余者が被る社会生活における事実上の不利益を減殺し、罰金刑の適用拡大の足枷とならないようにするためにはどのようにすればよいか。節を改めて検討することとしたい。

#### 第五節 前科の封印による罰金刑の適用拡大の促進

刑余者が被る社会生活における事実上の不利益を減殺するためには、刑の消滅などの制度を充実させるだけでは

不十分である。なぜなら、刑余者が資格制限によって就労できなくなるという事態は刑余者が被る社会生活における事実上の不利益のうちごく一部にすぎないためである。また、前科を理由に社会生活において事実上不利益な取扱いをしてはならないと定めることも、実効性を欠くこと甚だしいと思われる。

社会生活における事実上の不利益を減殺するためには、ニュージーランドのように、一定の要件を満たした場合、日常生活において前科を封印することが望ましい。すなわち、刑余者が犯罪を行なったこと及び刑罰を賦科されたことを封印して前科がないと回答することを認め、他の者がかかる封印を無視して前科について尋ねることを犯罪とし、禁止することが妥当である。

問題となるのは、どのような要件で前科の封印を認めるかである。とりわけ犯罪又は刑罰の重大性に関する要件をいかに設定するかが問題となる。

この点、ニュージーランドのように、重大な犯罪を惹起した場合や重い刑罰が賦科された場合に前科の封印を認めないとする、懲役刑の服役を終えた犯罪者の社会復帰が困難なままとなってしまうと妥当でなく、犯罪や刑罰が重大な場合であっても、前科の封印を認めるべきとする見解も考えられ、争いがある。

他方、罰金刑については、前科の封印を認めることにおそらく異論はほとんどないものと思われる。

それゆえ、我が国でも、まずは罰金刑に関して前科の封印を認めることとし、国民の理解を得ながら、封印の対象を順次拡大することが望ましい。このように、罰金刑に関する前科の封印を認めることによって、罰金刑の適用領域をおよそ全ての罪種に拡大することの足枷となることを回避できるであろう。

ここで、罰金刑に関する前科の封印を実効あらしめ、罰金刑を賦科された者に不相当に大きい社会生活における事実上の不利益を被らせることを避けるために喫緊に取り組むべき問題がある。それは、軽微事犯に関する実名報

道である。

我が国においては、実名報道が広く行なわれており、軽微事犯についても実名が報道されることが少なくない。このような報道による社会的制裁は決して小さなものではなく、いったん実名で報道されれば、就学、就業、結婚、その他の日常生活に多大な影響を及ぼす。とりわけ、近時、インターネットの普及により、この影響は相当大きなものとなっている。すなわち、従来であれば、新聞の社会面や地方版に小さく掲載されるだけであった事件の記事がインターネットで公開されることによつて数多くのサイトに転載され、元の記事が時間の経過により削除された後であっても、転載先のサイトで公開され続けるという事態が多数発生している。そのため、罰金刑が賦科されてその支払が済み、既に一定の時間が経過した事件についても、検索サイト等で氏名の検索を行うことにより、大まかではあるものの、その者の前科の有無を誰でもたやすく調査できる状況がある。加えて、全ての軽微事犯の記事がインターネットで公開されるわけではなく、公開されるかどうかは、検挙や判決の際の重要なニュースの量などに依存している。統一的な基準で公開されているわけではないために、公平性を欠くこと甚だしいという問題もある。

確かに、報道の自由は表現の自由（憲法二一条一項）から導き出される崇高な憲法上の権利であり、知る権利の保障の観点からも尊重されなければならない。しかし、軽微事犯の実名報道については、特にインターネットが普及した今日にあつては、得られる利益よりも犯罪者が被る不利益のほうが格段に大きく、その必要性は極めて疑わしい。そして、罰金刑に関する前科の封印を不可能にし、罰金刑を賦科された者に不相当に大きい社会生活における事実上の不利益を被らせることになる。

それゆえ、軽微事犯に関する実名報道を罰金刑に関する前科の封印と合わせて禁止する必要がある。このように

して、罰金刑に関する前科の封印を実効あらしめ、罰金刑を賦科された者に不当に大きい社会生活における事実上の不利益を被らせぬことを避け、罰金刑の適用拡大を図るべきである。

- (1) Goff, P., *Clean State Act to help 500,000 Kiwis* (press release about the commencement of the legislation), 25 November, 2004.
- (2) Goff, *supra* note 1. 例えは、一五歳のときに軽微な犯罪を行なった高齢女性から今でも犯罪者であるとレッテルを貼られている感覚を持つているとの感想や、一七歳のときに軽微な窃盗を行った男性が五五年間犯罪者であるとのステイグマを経験してきたとの声が司法省に寄せられている。
- (3) 2004 No 36; s. 1 of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (4) s. 3 (1) of Criminal Records (Clean State) Act 2004. See s. 3 (3) of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (5) s. 4 “individuals” of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (6) s. 7 (1) (a) of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (7) s. 4 “offence” of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (8) 1971 No 53.
- (9) s. 4 “conviction” of Criminal Records (Clean State) Act 2004. 通常裁判所において有罪認定された交通事犯は含まれる。
- (10) s. 4 “sentence” of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (11) s. 4 “specified order” (a) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 108 of Sentencing Act 2002 (2002 No 9); s. 347 of Crimes Act 1961 (1961 No 43) etc.
- (12) s. 4 “specified order” (b) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 110 of Sentencing Act 2002 etc.
- (13) s. 4 “specified order” (c) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 112 of Sentencing Act 2002 etc.

- (14) s. 4 “specified order” (d) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 124 of Sentencing Act 2002 etc.
- (15) s. 4 “specified order” (e) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 128 of Sentencing Act 2002 etc.
- (16) s. 4 “specified order” (f) of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (17) s. 4 “rehabilitation period” of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (18) Goff. *supra* note 1.
- (19) Goff. *supra* note 1.
- (20) s. 7 (1) (b) of Criminal Records (Clean State) Act 2004.
- (21) 不定期刑のごとくは、拙稿「ニュージーランドの不定期刑」関法五八巻一号(二〇〇八)九二頁以下参照。
- (22) s. 4 “custodial sentence” of Criminal Records (Clean State) Act 2004. 一〇〇一年量刑法 (Sentencing Act 2002; 2002 No. 9) 以前と同種刑事制裁を云ふ。
- (23) 詳細のごとくは、第六章参照。
- (24) 詳細のごとくは、第一章参照。
- (25) s. 4 “non-custodial sentence”, “community-based sentence” of Criminal Records (Clean State) Act 2004; ss. 4 “community-based sentence”, 44 of Sentencing Act 2002 etc.
- (26) *Re Owen* [2005] 2 NZLR 536.
- (27) Goff. *supra* note 1.
- (28) Goff. *supra* note 1.
- (29) s. 7 (1) (c) of Criminal Records (Clean State) Act 2004; s. 34 (1) (b) of the Criminal Procedure (Mentally Impaired Persons) Act 2003 (2003 No 115); Mental Health (Compulsory Assessment and Treatment) Act 1992 (1992 No 46); Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act 2003 (2003 No 116).
- (30) s. 7 (1) (d) of Criminal Records (Clean State) Act 2004.

- (13) s. 4 “specified offence” (a) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 130, 131B (1), 144C, 204A, 204B of Crimes Act 19 No 61.
- (32) 2005 No 41.
- (33) s. 4 “specified offence” (b) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 131, 132, 134, 138, 144A of Crimes Act 1961.
- (35) s. 4 “specified offence” (c) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 131-134, 138-140A, 142, 144A of Crimes Act 1961 (before the commencement of the Crimes Amendment Act 2005; repealed).
- (35) s. 4 “specified offence” (d) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 153-155, 208, 211, 213-218 of Crimes Act 1908 (1908 No 32) (repealed).
- (36) s. 4 “specified offence” (e)-(g) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (37) s. 7 (1) (e) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (38) ss. 106, 108, 110 of Sentencing Act 2002.
- (39) s. 7 (1) (f) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (40) s. 7 (1) (g), (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 65, 100 of Land Transport Act 1998; ss. 30A, 30C of Land Transport Act 1962 (repealed).
- (41) s. 8 (1) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (42) s. 8 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (43) s. 9 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (44) s. 9 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (45) s. 10 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (46) s. 10 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.

- (47) s. 10 (5) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (48) s. 10 (6) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (49) s. 10 (8) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (50) s. 10 (3), (4) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (51) s. 10 (5), (6), (8) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (52) *Re Owen [2005] 2 NZLR 536*.
- (53) s. 12 (1) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (54) s. 12 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (55) s. 12 (3) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (56) s. 12 (4) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (57) s. 12 (5) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (58) s. 11 (1) (a) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (59) s. 11 (1) (b) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (60) s. 11 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (61) s. 3 of Legal Services Act 2000.
- (62) 2000 No 42.
- (63) s. 23 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (64) ss. 3 (2) (a), 4 “Clean Slate Scheme” (a), 14 (1), (2), (4) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004. See s. 19 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (65) s. 4 “criminal record” (a) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (66) ニトローゼーラハムズは、第五章で紹介したように、道路交通関係以外に対しても反則金が賦科されている。

- (69) <http://www.justice.gov/tuz/services/get-a-copy-of-your-criminal-record>.
- (80) 1993 No 28.
- (69) ss. 6 “Principle 6”, 33 (b) Privacy Act 1993. 記録に載らなぬ場合「一九九三年プライバシー法」に基づき「訂正権利」を行使し得る。ss. 6 “Principle 7”, 33 of (c) Privacy Act 1993.
- (70) s. 14 (3) (b) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (71) s. 14 (3) (a) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (72) s. 21 (1), (3) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (73) s. 18 (1) (a), (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (74) ss. 3 (2) (b), 4 “Clean Slate Scheme” (b), 14 (4) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004. See s. 19 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (75) s. 4 “criminal record” (b) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (76) s. 4 “law enforcement agency” of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; Schedule 5 of Privacy Act 1993 (1993 No 28).
- (77) ss. 15, 16 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004. See s. 19 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (78) s. 15 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (79) s. 18 (1) (b), (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (80) s. 17 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (81) s. 13 (1), (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (82) s. 13 (3) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (83) s. 13 (4) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (84) s. 19 (1), (3) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.

- (55) s. 19 (2), (3) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (56) s. 20 (1) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (57) s. 20 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (58) s. 19 (3) (a) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (59) s. 19 (3) (b) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (60) s. 23 (1) of Arms Act 1983. See s. 2 of Arms Act 1983.
- (61) 1983 No 44.
- (62) s. 19 (3) (c) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (63) s. 19 (3) (d) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (64) s. 19 (3) (e) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004. 幼児又は青少年の教育の実施について支配的でない役割の発現を促進する。
- (65) 1989 No 21.
- (66) ss. 101-109 of Children, Young Persons, and Their Families Act 1989.
- (67) s. 19 (3) (f) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004; ss. 15, 17 of Children, Young Persons, and Their Families Act 1989.
- (68) ss. 20-38 of Children, Young Persons, and Their Families Act 1989.
- (69) ss. 67-73 of Children, Young Persons, and Their Families Act 1989.
- (70) s. 19 (3) (g) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (71) s. 2 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (72) SR 2004/377.
- (73) <http://www.justice.govt.nz/services/criminal-records/about-the-criminal-records-clean-slate-act-2004>.

- (104) ss. 6 (1), 24 of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (105) s. 6 (2) of Criminal Records (Clean Slate) Act 2004.
- (106) 富永康雄『前科登録と犯歴事務 四訂版』(日本加除出版、二〇一三)二頁。
- (107) 中野次雄「恩赦制度の運用と刑事政策」ジュリ九三四号(一九八九)四四頁以下、四九頁、原一馬『日本の恩赦と前科抹消』(財団法人佐賀県更生保護協会、一九九五)一五五頁、富永・前掲注(106)四頁。
- (108) 資格制限法令をまとめたものとして、富永・前掲注(106)二五〇頁以下。
- (109) 富永・前掲注(106)五頁。
- (110) 拘留、科料、刑の免除についても、以前は資格制限がなされることがあったものの、極めて少なかったため、市区町村長への通知はなされてこなかった。富永・前掲注(106)四六頁。現在、拘留、科料、刑の免除について、資格制限がなされる規定は見当たらない。
- (111) 昭和五九年四月二六日法務省刑総訓第三二九号訓令。
- (112) 少年の犯歴の扱いについては、富永・前掲注(106)八五頁以下参照。
- (113) 富永・前掲注(106)一七、二二、四六一―四七頁。
- (114) 富永・前掲注(106)二六頁。
- (115) 富永・前掲注(106)二六一―二七頁。
- (116) 富永・前掲注(106)一五六―一五七頁。
- (117) 富永・前掲注(106)一七、二六一―二七頁。道交法違反及び保管場所法違反の犯歴を把握する必要があるが明記されていない場合、これらの犯歴が法令上の欠格事由となることはごく稀であるため、調査及び回答はなされない。同二七頁。
- (118) 詳しくは、富永・前掲注(106)三三―三五頁。
- (119) 富永・前掲注(106)三五頁。
- (120) 団藤重光編『注釈刑法(一) 総則(一) §§一―三四の二』(有斐閣、一九六四)二四九頁「所一彦」、富永・前

- 掲注(106) 一三〇—一三二頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第一卷(序論・一条)三四条の二(第二版)』(青林書院、二〇〇四)七〇三頁「栗田啓二ほか」、西田典之ほか編『注釈刑法第一卷 総論 §8 一〜七二』(有斐閣、二〇一〇)二五三頁「佐藤隆之」。
- (121) 団藤編・前掲注(120) 二四八頁「所」、大塚ほか編・前掲注(120) 七一〇頁「栗田ほか」、西田ほか編・前掲注(120) 二五三、二五七頁「佐藤」。
- (122) 西田ほか編・前掲注(120) 二五七頁「佐藤」。
- (123) 団藤編・前掲注(120) 二五一頁「所」、大塚ほか編・前掲注(120) 七一頁「栗田ほか」、西田ほか編・前掲注(120) 二五七頁「佐藤」。
- (124) 団藤編・前掲注(120) 二五一頁「所」、富永・前掲注(106) 二、一三五—一三六頁、大塚ほか編・前掲注(120) 七一—七二頁「栗田ほか」、西田ほか編・前掲注(120) 二五七頁「佐藤」。
- (125) 本条により刑の言渡しが法律上効力を失った場合であっても、公判廷において審問することができるものとして、最判昭二五年五月三〇日刑集四卷五号八八九頁、量刑判断の資料とすることができるものとして、最判昭二九年三月一日刑集八卷三号二七〇頁(但し、真野毅裁判官の反対意見がある)。
- (126) 団藤編・前掲注(120) 二二四頁「藤木英雄」。
- (127) 団藤編・前掲注(120) 二二四頁「藤木」、大塚ほか編・前掲注(120) 六四三頁「豊田健」、西田ほか編・前掲注(120) 二二三—二四頁「金光旭」。
- (128) 団藤編・前掲注(120) 二二四—二二五頁「藤木」、富永・前掲注(106) 二頁、大塚ほか編・前掲注(120) 六四三—六四八頁「豊田」、西田ほか編・前掲注(120) 二二四頁「金」。
- (129) 本条により刑の執行猶予の言渡しが法律上効力を失った場合であっても、量刑判断の資料とすることができるものとして、最判昭三三年五月一日刑集二卷七号一二九三頁、刑の執行猶予の言渡しの対象となっていた犯罪の前後にまたがる数罪の併合罪関係を否定しないものとして、最判昭四五年九月二九日刑集二四卷一〇号一四二

一頁。

(130) 団藤重光ほか『新版少年法(第二版)』(有斐閣、一九八四)四三〇頁、田宮裕編『少年法逐条解説』(有斐閣、一九八六)二九五頁、田宮裕ほか編『注釈少年法 第三版』(有斐閣、二〇〇九)四八四頁。

(131) 田宮裕ほか編・前掲注(130)四八四―四八五頁。もちろん、刑法三四条の二、二七条の要件を満たせば、各条の効果が発生する。

(132) 田宮裕ほか編・前掲注(130)四八四―四八五頁。

(133) 原・前掲注(107)九〇頁。

(134) 原・前掲注(107)九六―九七頁、富永・前掲注(106)一五四―一五五頁。

(135) 井上操『刑法述義 第一編』(岡島寶文館、一八八三)四一八、四二四―四二六、四七二丁、ポアソナード述「刑法草案註解第一」『刑法草按註解』(元老院、一八八四)一二四丁、宮城浩藏『刑法講義 第一卷 四版』(明治法律學校、一八八七)二六六、二八五丁。

(136) 井上操・前掲注(135)四一八丁、ポアソナード・前掲注(135)一二四丁。

(137) 井上操・前掲注(135)四一七丁参照、宮城・前掲注(135)二六六丁。

(138) 参政権を言うとする見解が支配的であった。堀田正忠『刑法釋義 第壹篇』(瀧開社、一八八四)二八七丁、井上操・前掲注(135)四三二―四三四丁、宮城・前掲注(135)二七〇丁、富井政章『刑法論綱』(岡島寶文館、一八八九)三二五丁、磯部四郎『改正増補刑法講義 上卷』(八尾書店、一八九三)五五四丁、井上正一『訂正日本刑法講義 再版』(明法堂、一八九三)三七五丁、江木衷『現行刑法原論 再版』(有斐閣書房、一八九四)一六八丁、野中勝良『刑法彙論』(明法堂、一八九七)一二丁、龜山貞義『刑法講義 卷之二』(講法會、一八九八)二五五丁。

(139) 公権の中で最も重要とされていた。堀田・前掲注(138)二九〇丁。反対、江木・前掲注(138)一六九丁。

(140) 勲章とは、一等から八等に至る大小の綬章、従軍記章、褒賞を言う。年金とは、文武の官吏の功勞に対して毎年下賜される金員を言う。位記とは、正一位から従九位に至る位階の叙任の際に記して下賜する書状を言う(明治二〇年

勅令第一〇号により、正一位から従八位までとされた。貴号とは、皇族、華族及び士族を言い、剥奪される対象となるのは、華族及び士族のみである。恩給とは、陸海軍人や官吏に対して下賜される金員を言う。堀田・前掲注(138) 二九四―二九五丁、井上操・前掲注(135) 四四〇―四四二丁、宮城・前掲注(135) 二七三―二七五丁、磯部・前掲注(138) 五五八―五六〇丁、井上正一・前掲注(138) 三七八―三七九丁、江木・前掲注(138) 一七〇―一七一丁、野中・前掲注(138) 一一五―一六丁、龜山・前掲注(138) 二五六丁。

(141) 外国の勲章は、外国の政府が授与するものであるため、日本政府が当該勲章を剥奪することはできず、勲章の佩用を禁ずることができるのみであった。井上操・前掲注(135) 四四六―四四七丁、ボアソナード・前掲注(135) 一三〇丁、堀田・前掲注(138) 三〇五―三〇六丁、宮城・前掲注(135) 二七五丁、富井・前掲注(138) 三二七丁、磯部・前掲注(138) 五六〇丁、井上正一・前掲注(138) 三七九―三八〇丁、江木・前掲注(138) 一七〇―一七一丁、野中・前掲注(138) 一一五―一六丁、龜山・前掲注(138) 二五八丁。

(142) 兵籍に入るとは義務性と権利性が併存すると考えられていた。井上操・前掲注(135) 四四七―四四八丁、ボアソナード・前掲注(135) 一三二丁、宮城・前掲注(135) 二七五丁、富井・前掲注(138) 三二八丁、磯部・前掲注(138) 五六一丁、井上正一・前掲注(138) 三八〇―三八二丁、龜山・前掲注(138) 二五八―二五九丁。

(143) 立法当時、後見人の制度は、華族及び士族について定められているのみであって、平民についてはその習慣があるにすぎなかった。井上操・前掲注(135) 四六一丁、堀田・前掲注(138) 三一四―三一五丁。

(144) 分散者とは、金銭の支払をできなくなってその家の資産が分散したとされた商人のことを言い、フランス商法に規定されていたものの、立法当時の我が国では規定されていなかった破産者に関する概念であった。井上操・前掲注(135) 四六四丁、堀田・前掲注(138) 三二七丁、龜山・前掲注(138) 二六一丁。

(145) 磯部・前掲注(138) 五五二丁、江木・前掲注(138) 一六七丁、龜山・前掲注(138) 二六二―二六三丁。

(146) 堀田・前掲注(138) 二八二丁。

(147) 富井・前掲注(138) 三三四―三三五丁、磯部・前掲注(138) 五四八丁、井上正一・前掲注(138) 三七二丁、江木・

- 前掲注(138) 一六六丁、野中・前掲注(138) 一〇九丁。
- (148) 井上操・前掲注(135) 四八二丁。
- (149) 服役中に売買等を行なえば、快楽を得ることができ、刑罰による苦痛を減殺してしまうことから規定されていたとするものとして、堀田・前掲注(138) 三三六丁、龜山・前掲注(138) 二七〇―二七一丁。また、刑務所職員への賄賂を用意して逃走に役立てることなどを引き起こしかねないことから規定されていたとするものとして、井上操・前掲注(135) 四八三丁。両者の理由から規定されていたとするものとして、宮城・前掲注(135) 二九一―二九二丁、富井・前掲注(138) 三三二―三三三丁、磯部・前掲注(138) 五九四―五九五丁、井上正一・前掲注(138) 三九二―三九三丁、野中・前掲注(138) 一三一―一三二丁。
- (150) 井上操・前掲注(135) 七五四丁。
- (151) 期満免除は現在の刑の時効に類似するものである。旧刑法五八条以下参照。
- (152) 井上操・前掲注(135) 七五五丁、宮城・前掲注(135) 四二五―四二六丁、井上正一・前掲注(138) 三七二丁。
- (153) 宮城・前掲注(135) 四三一―四三二丁、富井・前掲注(138) 四四三―四四四丁、江木・前掲注(138) 二七〇―二七一丁、龜山・前掲注(138) 三三三丁。
- (154) 泉二新熊『刑事學研究』(集成社、一九二〇) 四八四―四八五頁。
- (155) 堀田・前掲注(138) 二八二丁参照。賦科される者の職業や地位によって、自由刑よりも大きな苦痛をもたらす場合もある一方、全く苦痛をもたらさない場合もあることが指摘されていた。井上操・前掲注(135) 四一八―四二二丁、堀田・同二八二―二八五丁、野中・前掲注(138) 一一一丁参照。
- (156) 岡坂吉朗「復権史素描」更生保護三七卷二号(二〇〇四) 二三頁以下、二五一―二八頁。
- (157) 泉二・前掲注(154) 四八五頁。
- (158) 詳しくは、岡坂・前掲注(156) 二七一―三〇頁。
- (159) 大場茂馬『最近刑事政策根本問題』(三書樓、一九〇九) 六六一―七三頁。

- (160) 大場・前掲注(159) 七一―七三頁。
- (161) 泉二・前掲注(154) 四七一頁以下。
- (162) 泉二・前掲注(154) 一七頁以下。
- (163) 正木亮『刑法と刑事政策 増訂初版』(有斐閣、一九六八) 一八六頁以下。
- (164) 假案は、「資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者其ノ喪失又ハ停止ト同時ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ前ニ條ノ期間ヲ起算ス」(同案一二三條)、「前三條ノ場合ニ於テハ刑ノ言渡ハ其ノ効力ヲ失フ」としていた(同案一二四條)。
- (165) 青柳文雄『法例・時効・刑の消滅』法時三三卷八号(一九六〇) 七一頁以下、七七頁。
- (166) 白井滋夫『刑の時効、刑の消滅』ジュリ四〇一号(一九六八) 一〇七頁以下、一一〇頁。このような考え方は、改正刑法草案においても踏襲された。法制審議会『改正刑法草案 附 同説明書』(法務省、一九七四) 一五九頁。
- (167) 内田文昭『刑の消滅』平場安治ほか編『刑法改正の研究 概論・総則』(東京大学出版会、一九七二) 三三五頁以下、三三八頁。このような考え方は、改正刑法草案においても踏襲された。法制審議会・前掲注(166) 一五九頁。
- (168) 両提案が採用されなかったことを強く批判するものとして、正木・前掲注(163) 一九三―一九四頁。
- (169) 平野龍一『矯正保護法』(有斐閣、一九六三) 一二七頁。森下忠『刑事政策大綱〔新版第二版〕』(成文堂、一九九六) 三四―三四二頁は、裁判所の決定により非公開で審理されること、本人が刑余者であることが発覚しないように調査がなされることを指摘して、こうした反対が失当であるとする。
- (170) 法制審議会・前掲注(166) 一五九頁。
- (171) 例えば、第一六回会議(第二日)議事速記録『法制審議会刑事法特別部会會議事速記録』(法務大臣官房司法法制調査部、一九六八) 二三―三三頁参照。
- (172) 中野・前掲注(107) 四九―五〇頁。
- (173) 福田雅章「犯罪前歴者に対する職業制限を克服するための法理——アメリカ法の展望に関する覚書——」一橋法学

研究一四号（一九八四）七九頁以下。

第一章 罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する前科の封印

四三五